

## 太子町子ども・子育て会議（第6回） 次第

日時 平成26年12月15日(月)

午後1時30分～

場所 太子町立文化会館 会議室

1 開会

2 諮問

3 議題

(1) 利用者負担について

(2) 太子町子ども・子育て支援事業計画(案)について

4 その他

5 閉会

## 平成26年度 太子町保育所保育料

推定年収	階層区分		3歳未満児			3歳以上児		
			国基準(円)	町(円)	町/国基準(%)	国基準(円)	町(円)	町/国基準(%)
—	第1	生活保護世帯	0	0	100.0	0	0	100.0
～260万円	第2	町民税 非課税世帯	9,000	7,200	80.0	6,000	4,800	80.0
～330万円	第3	町民税課税世帯 (所得税：非課税)	19,500	15,600	80.0	16,500	13,200	81.0
～470万円	第4	1 9,000円未満	30,000	23,000	76.7	27,000	20,500	77.1
		2 9,000～ 25,000円未満		24,000	80.0		21,500	80.8
		3 25,000～ 40,000円未満		26,000	86.7		23,500	88.3
～640万円	第5	1 40,000～ 60,000円未満	44,500	34,200	76.9	41,500	30,700	75.1
		2 60,000～ 80,000円未満		36,200	81.3		31,700	77.5
		3 80,000～ 103,000円未満		38,200	85.8		32,700	80.0
～930万円	第6	1 103,000～ 203,000円未満	61,000	46,700	76.6	58,000	33,100	58.0
		2 203,000～ 413,000円未満		48,700	79.8		34,100	59.7
～1,130万円	第7	413,000～ 734,000円未満	80,000	53,000	66.3	77,000	35,000	46.2
1,130万円～	第8	734,000円以上	104,000	63,700	61.3	101,000	44,600	44.9

\*階層区分第4～8の金額はすべて所得税額(年少扶養はみなし控除)。

## 平成27年度 太子町利用者負担（保育認定を受けた子ども）（案）

## 満3歳未満

推定年収	階層区分		保育標準時間			保育短時間		
			国基準(円)	町(円)	町/国基準(%)	国基準(円)	町(円)	町/国基準(%)
—	第1	生活保護世帯	0	0	100.0	0	0	100.0
～260万円	第2	町民税 非課税世帯	9,000	7,200	80.0	9,000	7,000	77.8
～330万円	第3	48,600円未満	19,500	15,600	80.0	19,300	15,200	78.8
～470万円	第4	1 59,000円未満	30,000	23,000	76.7	29,600	22,500	76.0
		2 59,000～ 79,000円未満		24,000	80.0		23,500	79.4
		3 79,000～ 97,000円未満		26,000	86.7		25,400	85.8
～640万円	第5	1 97,000～ 121,000円未満	44,500	34,200	76.9	43,900	33,500	76.3
		2 121,000～ 145,000円未満		36,200	81.3		35,400	80.6
		3 145,000～ 169,000円未満		38,200	85.8		37,400	85.2
～930万円	第6	1 169,000～ 230,000円未満	61,000	46,700	76.6	60,100	45,700	76.0
		2 230,000～ 301,000円未満		48,700	79.8		47,700	79.4
～1,130万円	第7	301,000～ 397,000円未満	80,000	53,000	66.3	78,800	51,900	65.9
1,130万円～	第8	397,000円以上	104,000	63,700	61.3	102,400	62,400	60.9

\* 保育標準時間は11時間、保育短時間は8時間の保育時間を基本とする。

\* 階層区分第3～8の金額はすべて町民税所得割課税額。

\* 満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額を適用する。

## 平成27年度 太子町利用者負担（保育認定を受けた子ども）（案）

満3歳以上

推定年収	階層区分		保育標準時間			保育短時間		
			国基準(円)	町(円)	町/国基準(%)	国基準(円)	町(円)	町/国基準(%)
—	第1	生活保護世帯	0	0	100.0	0	0	100.0
～260万円	第2	町民税 非課税世帯	6,000	4,800	80.0	6,000	4,700	78.3
～330万円	第3	48,600円未満	16,500	13,200	80.0	16,300	12,900	79.1
～470万円	第4	1 59,000円未満	27,000	20,500	75.9	26,600	20,000	75.2
		2 59,000～ 79,000円未満		21,500	79.6		21,000	78.9
		3 79,000～ 97,000円未満		23,500	87.0		23,000	86.5
～640万円	第5	1 97,000～ 121,000円未満	41,500	30,700	74.0	40,900	30,000	73.3
		2 121,000～ 145,000円未満		31,700	76.4		31,000	75.8
		3 145,000～ 169,000円未満		32,700	78.8		32,000	78.2
～930万円	第6	1 169,000～ 230,000円未満	58,000	33,100	57.1	57,100	32,400	56.7
		2 230,000～ 301,000円未満		34,100	58.8		33,400	58.5
～1,130万円	第7	301,000～ 397,000円未満	77,000	35,000	45.5	75,800	34,300	45.3
1,130万円～	第8	397,000円以上	101,000	44,600	44.2	99,400	43,700	44.0

\* 保育標準時間は11時間、保育短時間は8時間の保育時間を基本とする。

\* 階層区分第3～8の金額はすべて町民税所得割課税額。

\* 満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額を適用する。

## 子ども・子育て支援新制度における太子町立幼稚園の利用者負担額の決定方針について

### 1 基本的な考え方

国による公立施設（幼稚園や保育所）の利用者負担額の考え方は、公立施設の役割、意義、幼稚園・保育所のバランス、公私のバランスおよび激変緩和の必要性を考慮のうえ、最終的には市町村が判断すべきものという見解です。設定にあたり、必ずしも国が定める所得階層区分どおりの区分とする必要はないとされていますが、国が定める上限は、公私共通の基準となるため、それぞれの階層区分ごとに、国の定める基準の範囲内で設定することが必要となります。

それを踏まえ、現行の幼稚園保育料の水準や新制度への円滑な移行を考慮して設定しております。

### 2 現行の幼稚園保育料

- (1) 月額 6,500 円（年額 78,000 円）
- (2) 保育料の減免 申請により減額または免除することができます。  
生活保護法による各種扶助を受けているものや町長が特に必要と認めたもの
- (3) 多子世帯における保護者負担の軽減は、兵庫県の「ひょうご多子世帯保育料軽減事業（公立幼稚園）実施要綱」によるものを実施
- (4) 給食費 月額 3,900 円（8 月は徴収しない）

### 3 子ども・子育て支援新制度における町立幼稚園の利用者負担額

- (1) 方針  
現行のような「定額」ではなく、国の示すとおり幼児の扶養義務者（父や母など）の所得（市町村民税所得割課税額）に応じた応能負担（階層別）を考えております。
- (2) 階層区分  
国（内閣府）が示している「教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ」の階層区分に合わせます。階層区分の判定は、父母など扶養義務者の市町村民税所得割課税額で決定します。
- (3) 利用者負担額（月額）  
現在、町内の幼稚園は公立のみですが、町外の私立幼稚園・認定こども園利用者や、今後町内に開設予定の認定こども園の「教育標準時間認定」利用があることを踏まえて、利用者負担額を設定しております。  
町立幼稚園においては、現行の幼稚園保育料と国基準が大きく乖離しているため、激変緩和措置として、5年後の平成 31 年度に国基準の半額相当額になるようにしております。

(4) 多子世帯の軽減について

第2子は第1子の額の8割相当額とし、第3子は国基準に合わせて無料と設定しております。(小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は第2子、3人目以降は第3子とします。ただし、就学前の場合は、幼稚園・認定こども園・保育所等を利用している必要があります。)

(5) 低所得世帯等の減免規定の導入

現行の保育所保育料における取り扱いを踏まえ、教育標準時間認定を受ける子どもの場合も、国の示すとおり軽減措置を実施します。(現行では実施していません。)

対象世帯は、母子・父子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯などです。

軽減の内容は、第2階層に属する世帯は無料となり、第3階層に属する世帯は、第3階層基本額の9割相当額と設定しております。

## 平成27年度 太子町立幼稚園利用者負担額（案）について

入園幼児の保護者の属する世帯の階層区分		子の区分	利用負担額（月額／円）
区分	定 義		
1	生活保護法による被保護者世帯等	第1子	0
		第2子	0
2	市町村民税が非課税の世帯 市町村民税の所得割額が非課税の世帯	第1子	4,500
		第2子	3,600
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子	6,500
		第2子	5,200
4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第1子	6,500
		第2子	5,200
5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	第1子	6,500
		第2子	5,200
すべての階層		第3子	0

①階層区分の判定における市町村民税課税額は、保護者（父母など）の税額控除前（調整控除を除く。）の市町村民税課税額で決定する予定です。※国（内閣府）の「利用者負担のイメージ」とおり。

②階層区分は、4～8月は前年度分の市町村民税、9～翌年3月は当年度分の市町村民税により決定する予定です。

③幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子ども（就学前の場合は幼稚園・認定こども園・保育所等を利用している必要があります。）は第1子の額、2人目は第2子の額、第3子以降は無料となる予定です。

④この利用者負担額表が適用されるのは、太子町に保護者が居住している場合です。他の市町に居住する保護者の扶養する幼児が太子町立幼稚園を利用する場合は、当該市町の利用者負担額を幼稚園設置者である太子町に納入することになります。

### ■低所得世帯等の減免規定

区分	定 義	子の区分	利用負担額（月額／円）
2	市町村民税が非課税の世帯 市町村民税の所得割額が非課税の世帯	第1子	0
		第2子	0
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子	5,850
		第2子	4,680

現行の保育所における取り扱いを踏まえた軽減措置を予定しています。

基準額上、第2階層、第3階層で以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施。

対象世帯は、母子・父子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯）を予定。

## 認定こども園及び幼稚園（太子町立幼稚園を除く）1号認定の 利用者負担額（案）について

入園幼児の保護者の属する世帯の階層区分		子の区分	利用者負担額（月額/円）
区分	定 義		
1	生活保護法による被保護者世帯等	第1子	0
		第2子	0
2	市町村民税が非課税の世帯 市町村民税の所得割額が非課税の世帯	第1子	4,600
		第2子	2,300
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子	14,000
		第2子	7,000
4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第1子	17,000
		第2子	8,500
5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	第1子	21,000
		第2子	10,500
すべての階層		第3子	0

①階層区分の判定における市町村民税課税額は、保護者（父母など）の税額控除前（調整控除を除く。）の市町村民税課税額で決定する予定です。※国（内閣府）の「利用者負担のイメージ」のとおり。

②階層区分は、4～8月は前年度分の市町村民税、9～翌年3月は当年度分の市町村民税により決定する予定です。

③幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子ども（就学前の場合は幼稚園・認定こども園・保育所等を利用している必要があります。）は第1子の額、2人目は第2子の額、第3子以降は無料となる予定です。

④この利用者負担額表が適用されるのは、太子町に保護者が居住している場合です。

### ■低所得世帯等の減免規定

区分	定 義	子の区分	利用者負担額（月額/円）
2	市町村民税が非課税の世帯 市町村民税の所得割額が非課税の世帯	第1子	0
		第2子	0
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子	12,600
		第2子	6,300

現行の保育所における取り扱いを踏まえた軽減措置を予定しています。

基準額上、第2階層、第3階層で以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施。

対象世帯は、母子・父子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯）を予定。

## 太子町立幼稚園利用者負担額（案）について 27年度～31年度

入園幼児の保護者の属する世帯の階層区分		子の区分	利用者負担額（月額／円）					
区分	定 義		国基準	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	生活保護法による被保護者世帯等	第1子	0	0	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税が非課税の世帯	第1子	9,100	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	市町村民税の所得割額が非課税の世帯	第2子	4,550	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子	16,100	6,500	6,500	7,000	7,500	8,000
		第2子	8,050	5,200	5,200	5,600	6,000	6,400
4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第1子	20,500	6,500	7,300	8,200	9,100	10,000
		第2子	10,250	5,200	5,840	6,560	7,280	8,000
5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	第1子	25,700	6,500	8,000	9,500	11,000	12,500
		第2子	12,850	5,200	6,400	7,600	8,800	10,000
すべての階層		第3子	0	0	0	0	0	0

## ■低所得世帯等の減免規定

区分	定 義	子の区分	利用者負担額（月額／円）					
			国基準	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2	市町村民税が非課税の世帯	第1子	0	0	0	0	0	0
	市町村民税の所得割額が非課税の世帯	第2子	0	0	0	0	0	0
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子	15,100	5,850	5,850	6,300	6,750	7,200
		第2子	7,550	4,680	4,680	5,040	5,400	5,760

※上記「利用者負担額（仮の額）」は現時点のものであり、今後変更になる可能性があります。各年度の利用者負担額は、それぞれの年度の予算編成過程を経て決定されます。



太子町  
子ども・子育て支援事業計画  
(案)

平成26年12月



## 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 計画の性格 .....	1
3. 計画の期間 .....	2
<b>第2章 太子町の子ども・子育てに関する現状と課題</b> .....	<b>3</b>
1. 人口の推移 .....	3
2. 家庭・就労の状況 .....	8
3. 子どもの状況と子育ての実態 .....	11
4. アンケート調査結果 .....	15
5. 次世代育成支援行動計画の進捗状況 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
6. 課題の抽出 .....	25
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>26</b>
1. 子育てのための視点と基本理念 .....	26
2. 施策の体系 .....	27
<b>第4章 分野別実施計画</b> .....	<b>28</b>
1. 地域における子どもや子育て家庭への支援の充実 .....	28
2. 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実 .....	31
3. たくましい子を育てる教育の充実と次代の親の育成 .....	34
4. 健やかな子どもを育てる保健・医療体制の充実 .....	37
5. 支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進 .....	40
6. 子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進 .....	42
7. 仕事と生活が調和した環境づくりの推進 .....	44
<b>第5章 事業量の見込みと確保方策</b> .....	<b>46</b>
1. 教育・保育提供区域の設定について .....	46
2. 推計児童数 .....	46
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	47
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	49
<b>第6章 計画の推進体制</b> .....	<b>55</b>
1. 推進体制 .....	55
2. 太子町子ども・子育て支援事業計画の策定過程 .....	56



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

近年のわが国では、急速な少子・高齢化が進行し、アンバランスな人口構造が生じて、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などが将来にわたる不安要因として考えられるようになりました。

また、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況のもと、国においては次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

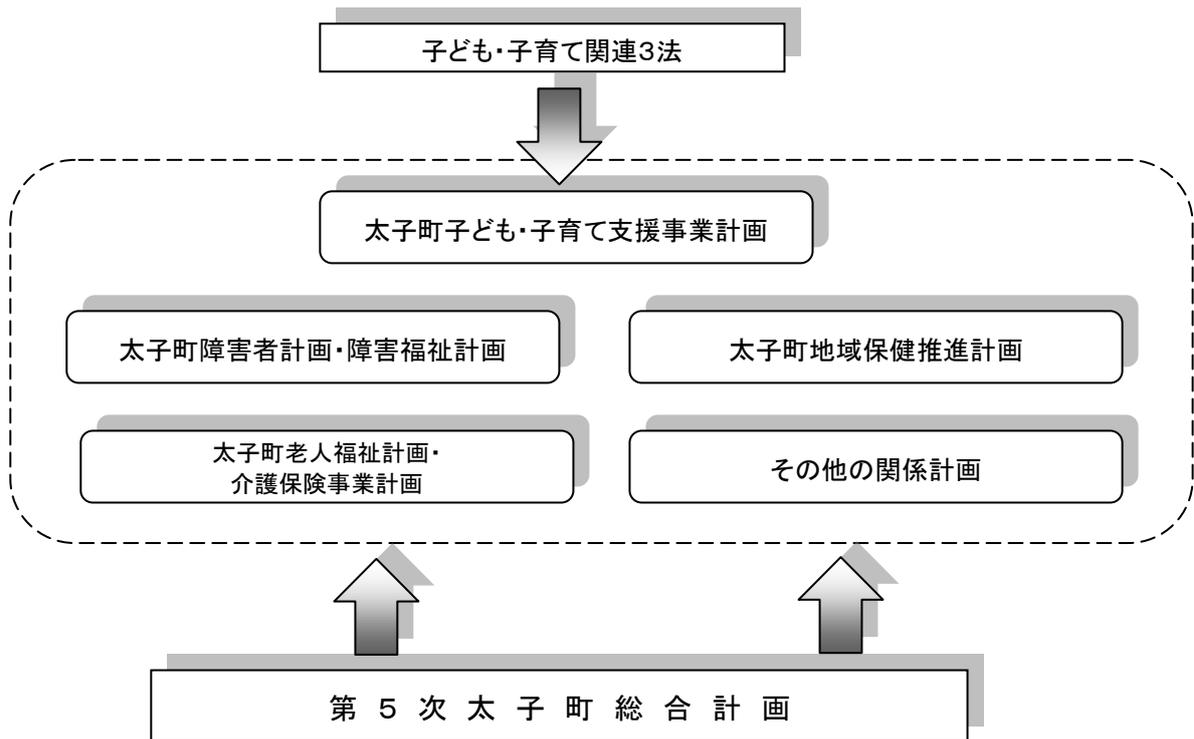
本町においては、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「太子町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成17年度から21年度までを前期計画、22年度から26年度までを後期計画として、本町における子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

さらに、平成27年度からの実施に向け準備が進められている「子ども・子育て支援新制度」においては、急速な少子高齢化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加や、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進することとなります。

## 2. 計画の性格

この計画は、「第5次太子町総合計画」を上位計画とした、部門別計画の一つとして位置づけ、すべての子どもと子育てをしている家庭を対象として、本町が今後進めていくべき施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指します。



### 3. 計画の期間

この計画は、次世代育成支援行動計画を継承し、平成27年度を初年度として平成31年度までの5年間を計画期間とします。さらに、この行動計画の推進にあたっては、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検するとともに、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により、見直しの必要性が生じた場合は、適宜計画の見直しを行っていくこととします。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	計画策定	太子町子ども・子育て支援事業計画				
次世代育成支援行動計画		継承				

## 第2章 太子町の子ども・子育てに関する現状と課題

### 1. 人口の推移

#### (1) 総人口及び15歳未満人口の推移

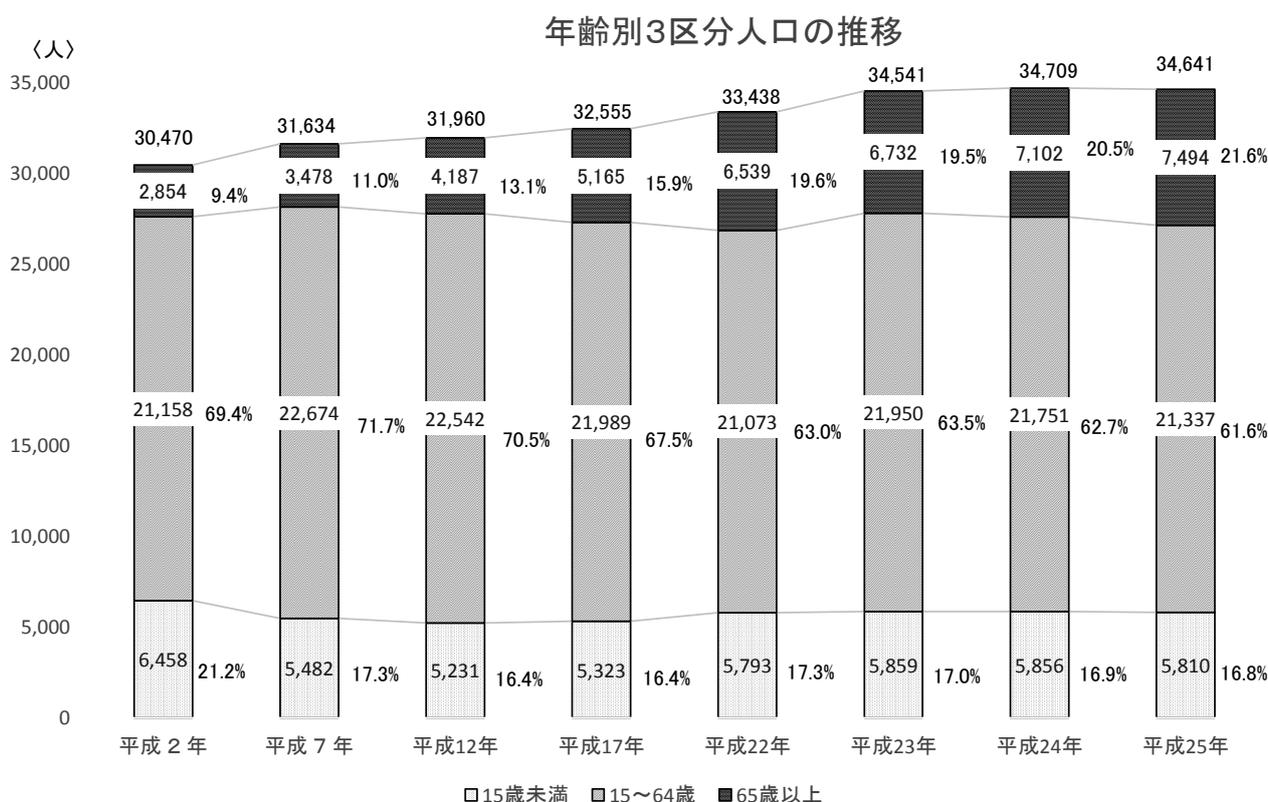
本町は、姫路や阪神地区に隣接し通勤圏に位置するため、宅地開発が進み、大都市圏からの人口流入により、総人口は増加傾向を示してきました。

しかし、15歳未満人口は、平成2年から12年にかけて1,000人以上減少し、平成17年以降は増加・横ばい傾向がみられます。

#### (2) 年齢別3区分人口の推移

15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢人口の年齢別3区分で見ると、平成2年以降、年少人口の減少傾向と高齢人口の増加傾向がみられます。生産年齢人口は平成7年までは増加傾向にありましたが、それ以降減少傾向に転じ、平成22年以降は緩やかに減少・横ばい傾向で推移しています。

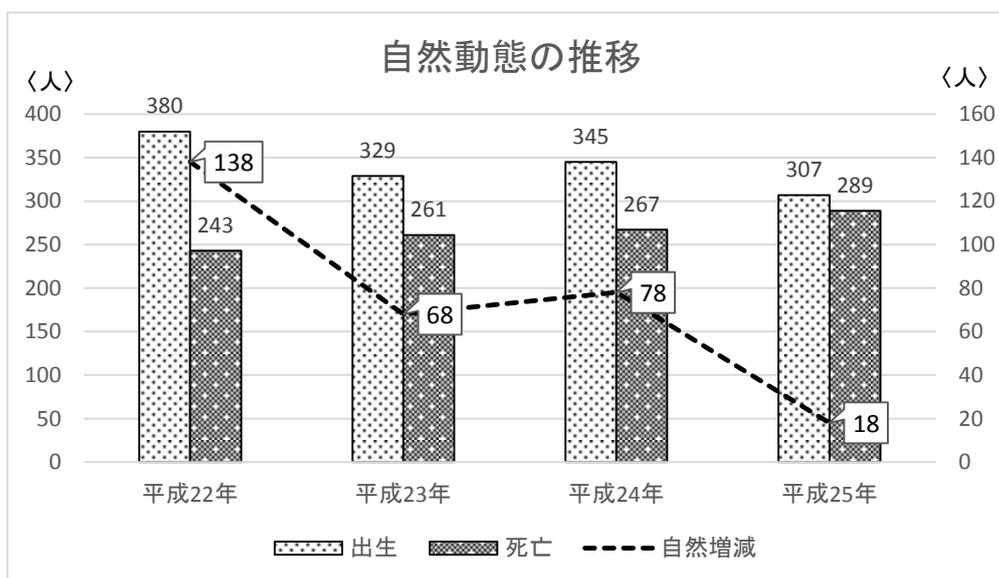
このことから、緩やかに少子・高齢化が進行していることがわかります。



資料：平成22年まで国勢調査、平成23年以降は住民基本台帳

### (3) 自然動態の状況

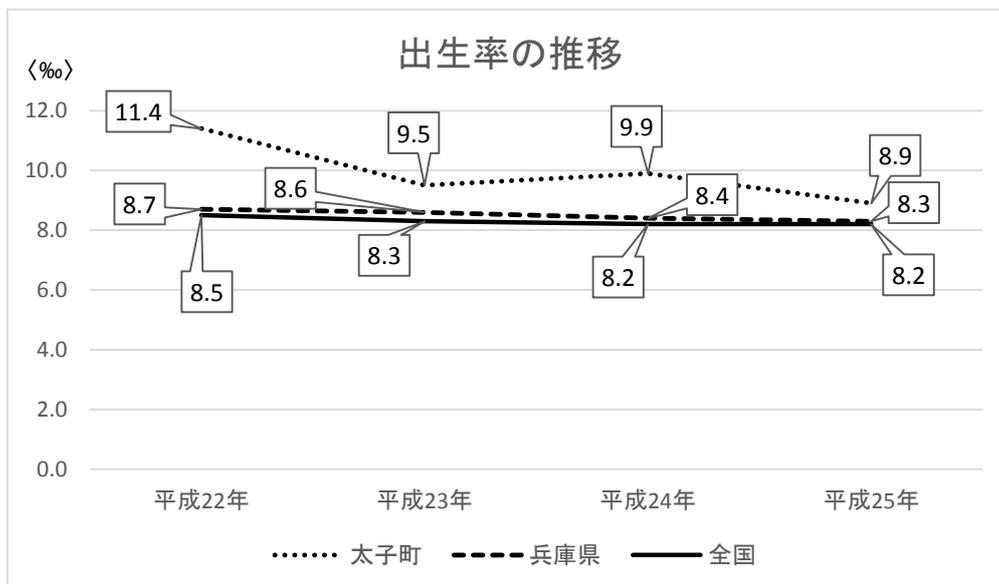
近年の自然動態からその推移をみると、平成22年以降は出生数が減少傾向、死亡数が増加傾向にあり、自然増減は減少傾向にあります。



資料: 人口動態統計

### (4) 出生の状況

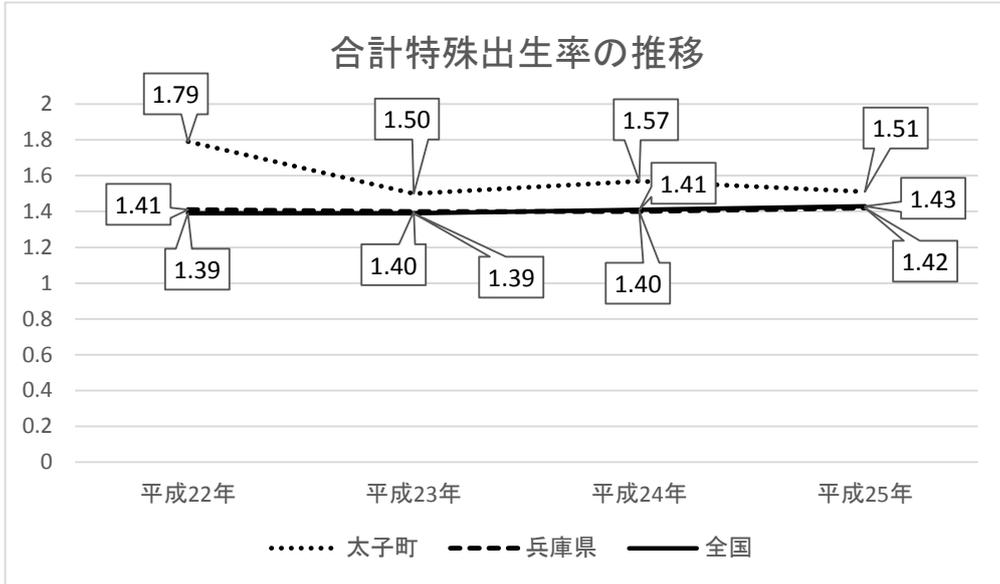
出生の状況について、出生率（人口千対比）の推移をみると、県及び全国を上回って推移しています。



資料: 人口動態統計

### (5) 合計特殊出生率の状況

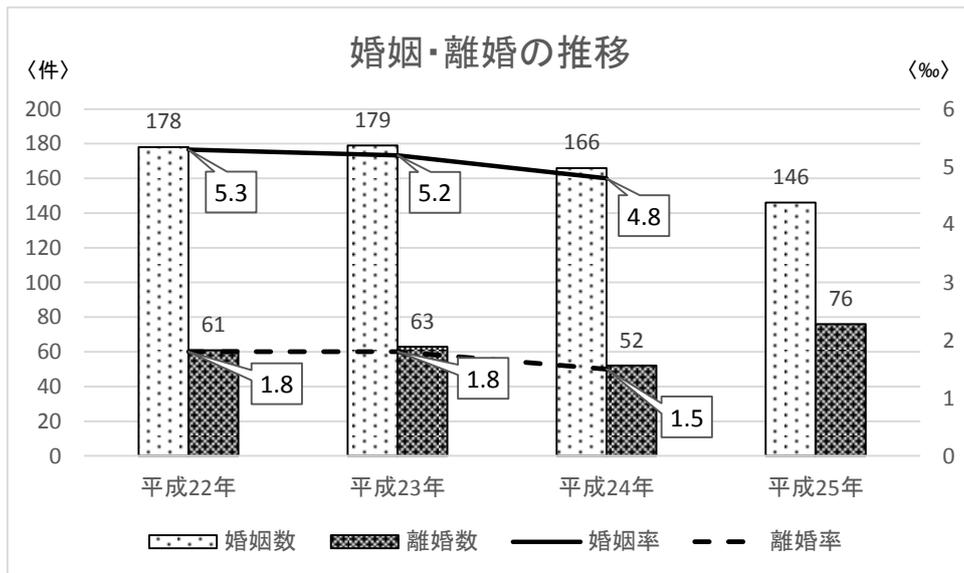
出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を合計し、1人の女性の生涯で何人の子どもを産むのかを推計した合計特殊出生率の推移をみると、県及び全国を上回って推移しています。



資料：人口動態統計

### (6) 婚姻等の動向

婚姻数、離婚数は年によって増減がありますが、婚姻数、離婚数ともは横ばい・微減傾向にありました。平成25年には離婚数が増加しています。

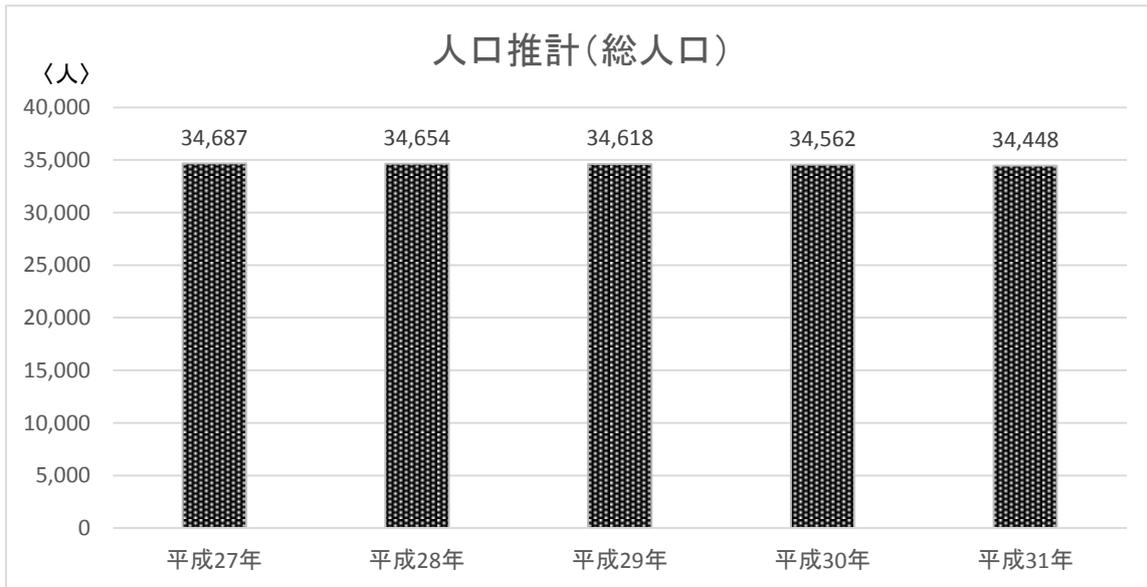


資料：人口動態統計

## (7) 人口推計

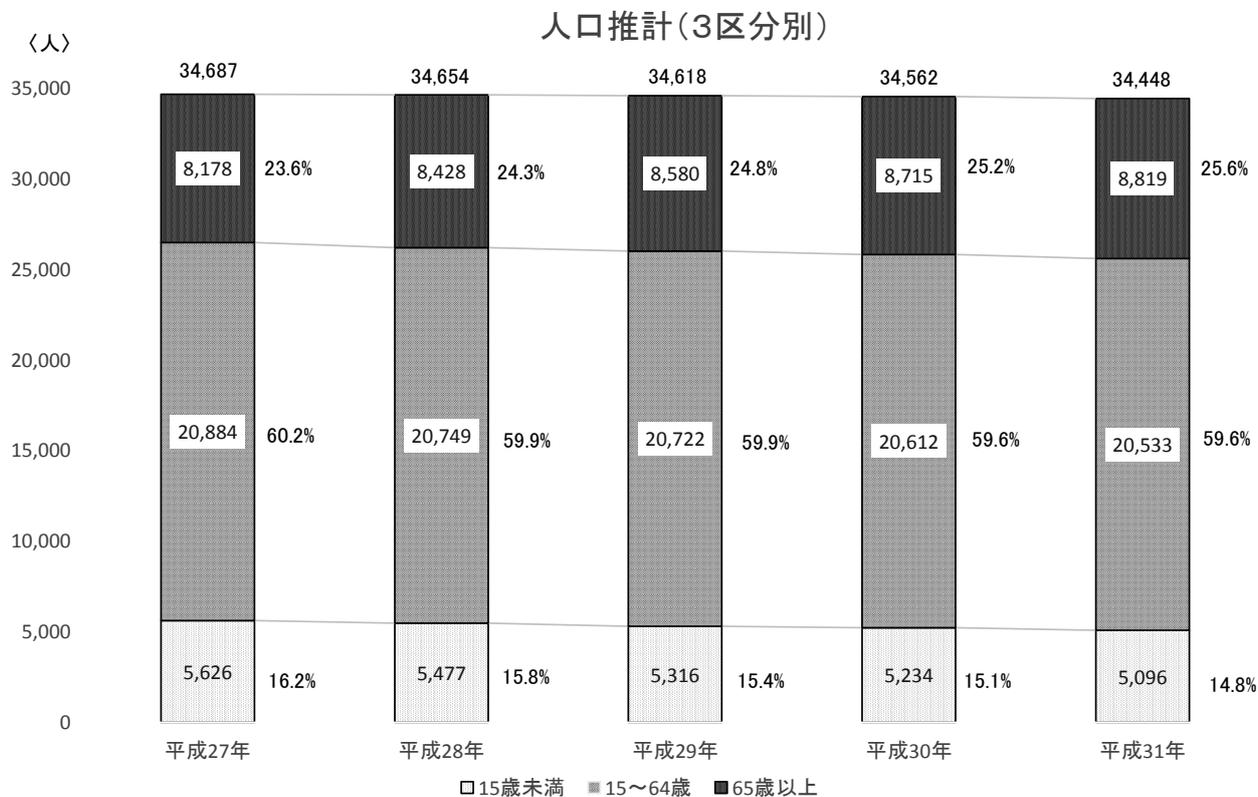
平成 25 年の住民基本台帳（10 月 1 日現在）に基づく、コーホート変化率法\*による人口推計では、本計画の最終年である平成 31 年には町の総人口は 34,448 人になり、今後 5 年で緩やかに人口が減少することが予測されます。

\*コーホート変化率法：あるコーホート(同時出生集団)の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。



また、人口推計から年齢別3区分人口をみると、15歳未満と15～64歳は減少し、65歳以上が増加します。

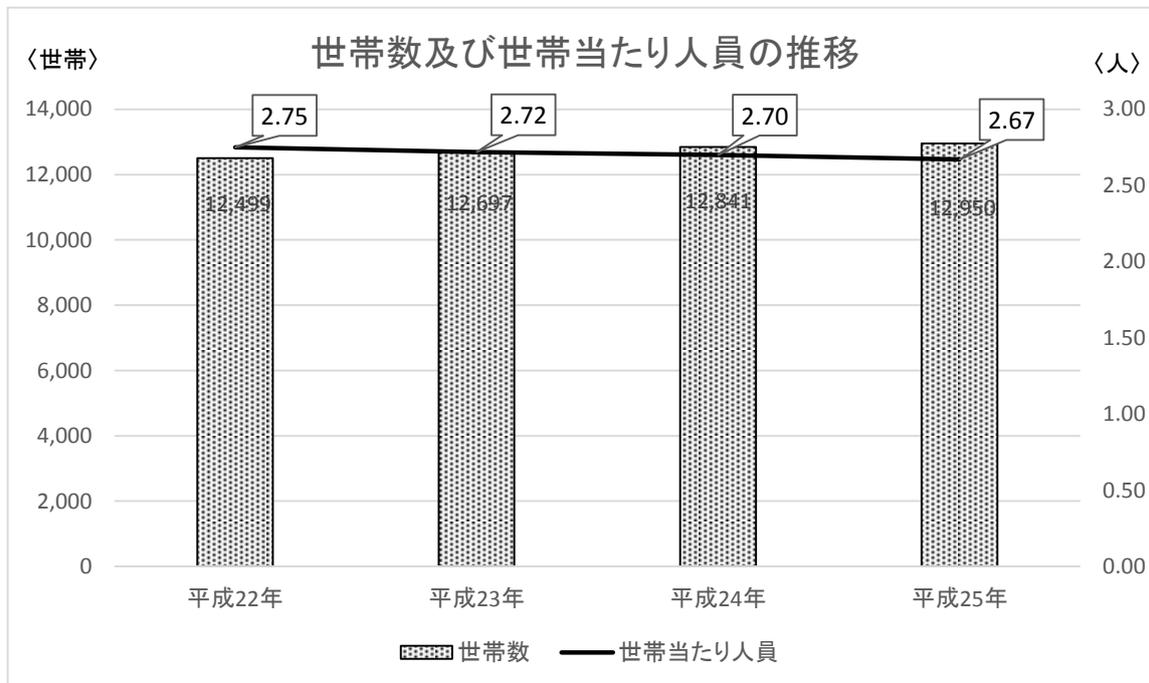
本計画の最終年である平成31年には15歳未満は5,096人に減少し、65歳以上は8,819人に増加し、さらなる少子・高齢化の傾向がみられます。



## 2. 家庭・就労の状況

### (1) 世帯数の推移

近年の世帯数の推移をみると、平成22年から一貫して増加傾向がみられます。一方、世帯当たり人員は横ばい・微減傾向にあり、核家族化の進行はほぼ停止していることが伺えます。

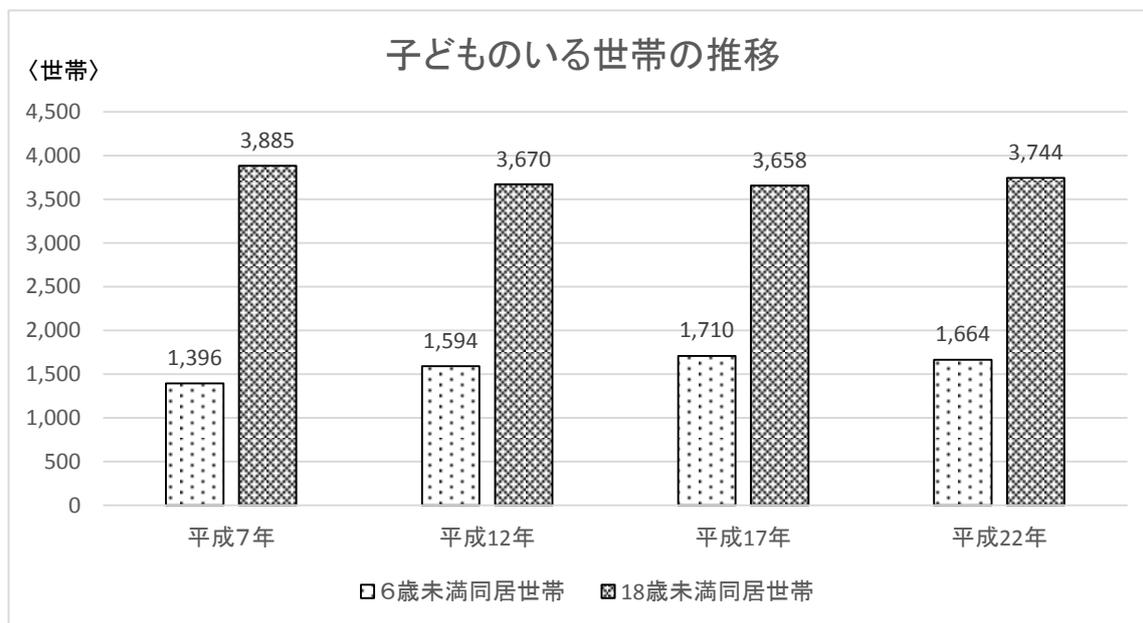


資料：住民基本台帳（各年10月1日）

## (2) 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯の状況をみると、6歳未満の親族のいる世帯は平成17年までは増加傾向にありましたが、平成22年には減少に転じています。

一方、18歳未満の親族のいる世帯は平成17年まで減少傾向にありましたが、平成22年には増加に転じました。

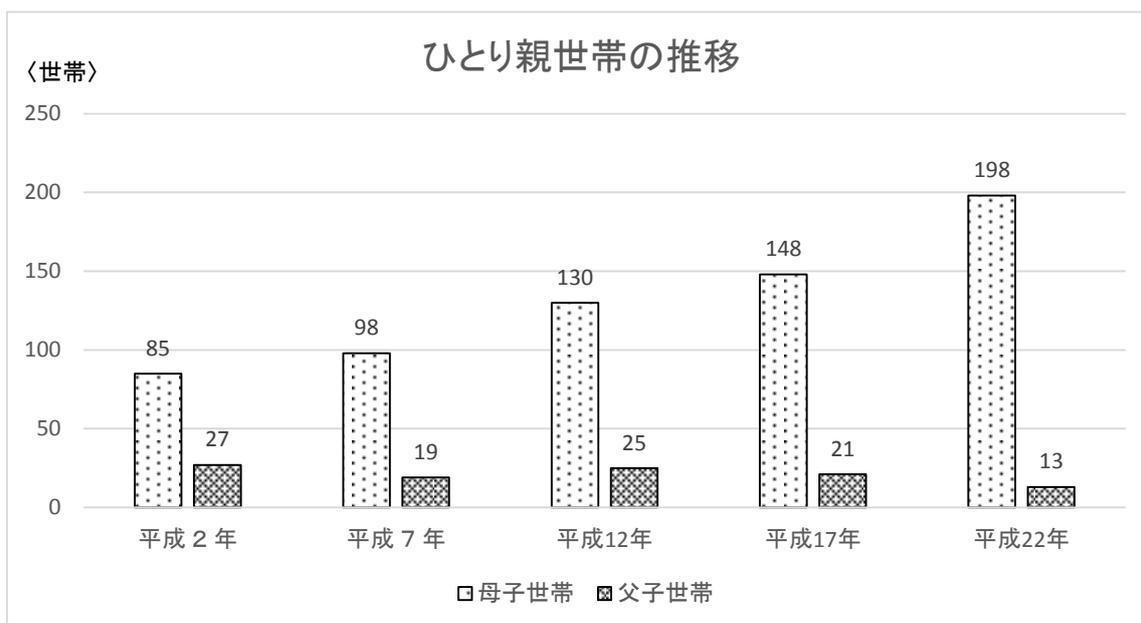


資料：国勢調査

## (3) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の状況をみると、母子世帯は増加傾向にあり、特に平成17年から22年までの5年間に50世帯増加しています。

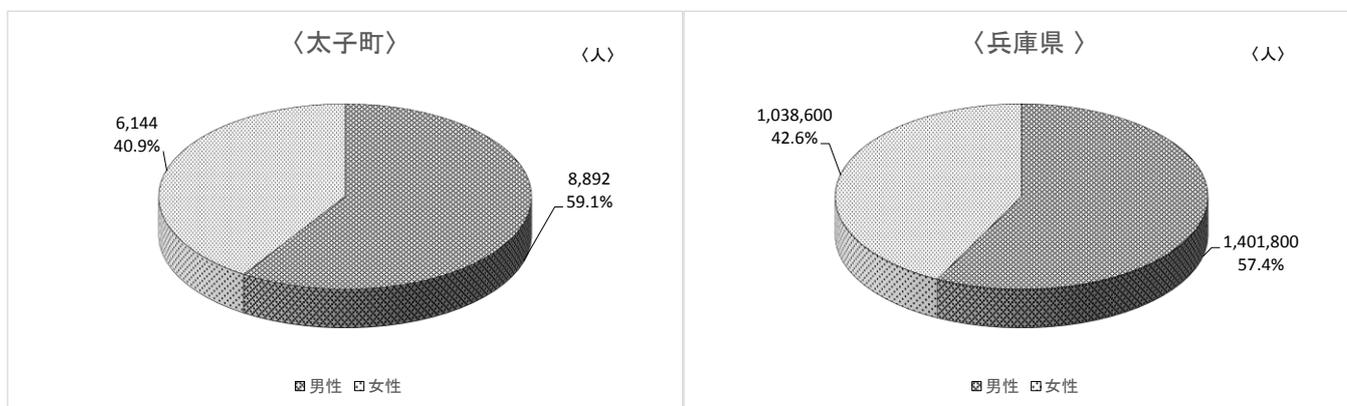
一方、父子世帯は横ばいから減少傾向がみられます。



資料：国勢調査

#### (4) 就業の状況

平成 22 年における男女別就業者数をみると、男女の割合はほぼ 6 対 4 になり、県全体での割合と類似する傾向を示していますが、女性の占める割合が、県と比較して 1.7 ポイント低くなっています。



資料：国勢調査（平成 22 年）

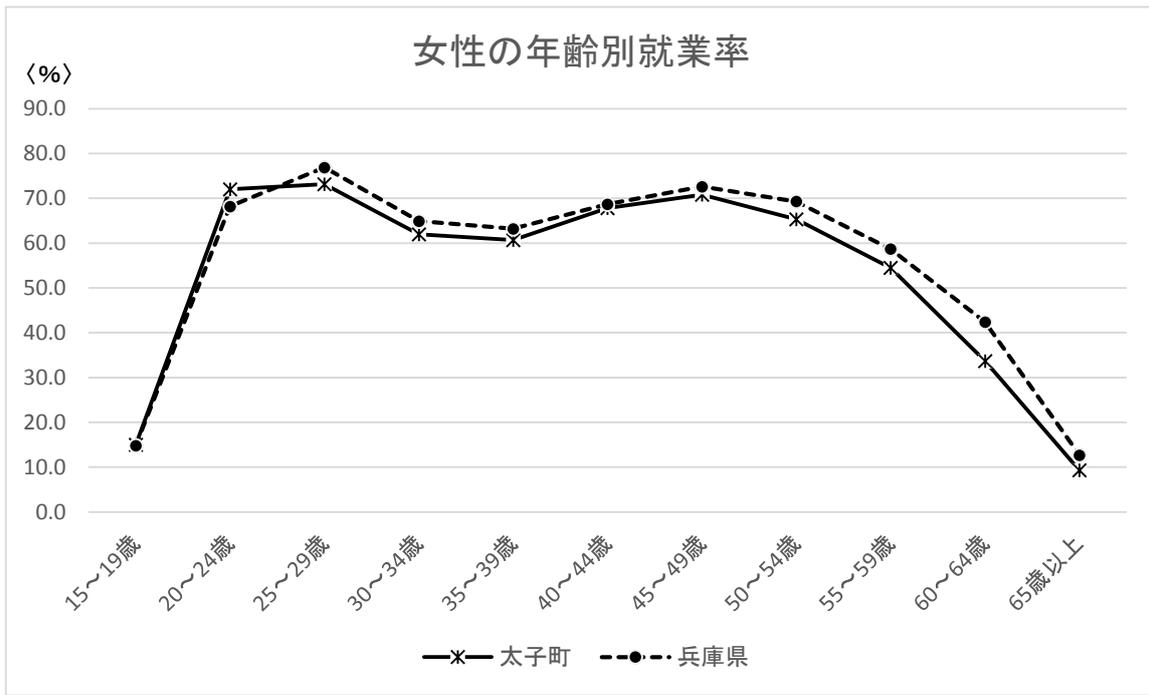
平成 22 年における女性の年齢別就業率をみると、本町及び県においては M 字型の就業状況を示しています。20 歳から 24 歳、25 歳から 29 歳で高い就業率を示しますが、30 歳から 34 歳で低下し、40 歳から 44 歳で再び高い値に回復します。これは、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという女性のライフスタイルを反映したものです。

また、県と比較すると、本町の就業率は県における就業率より 20 歳から 24 歳以外はすべて下回っています。

#### ■ 女性の年齢別就業率 (％)

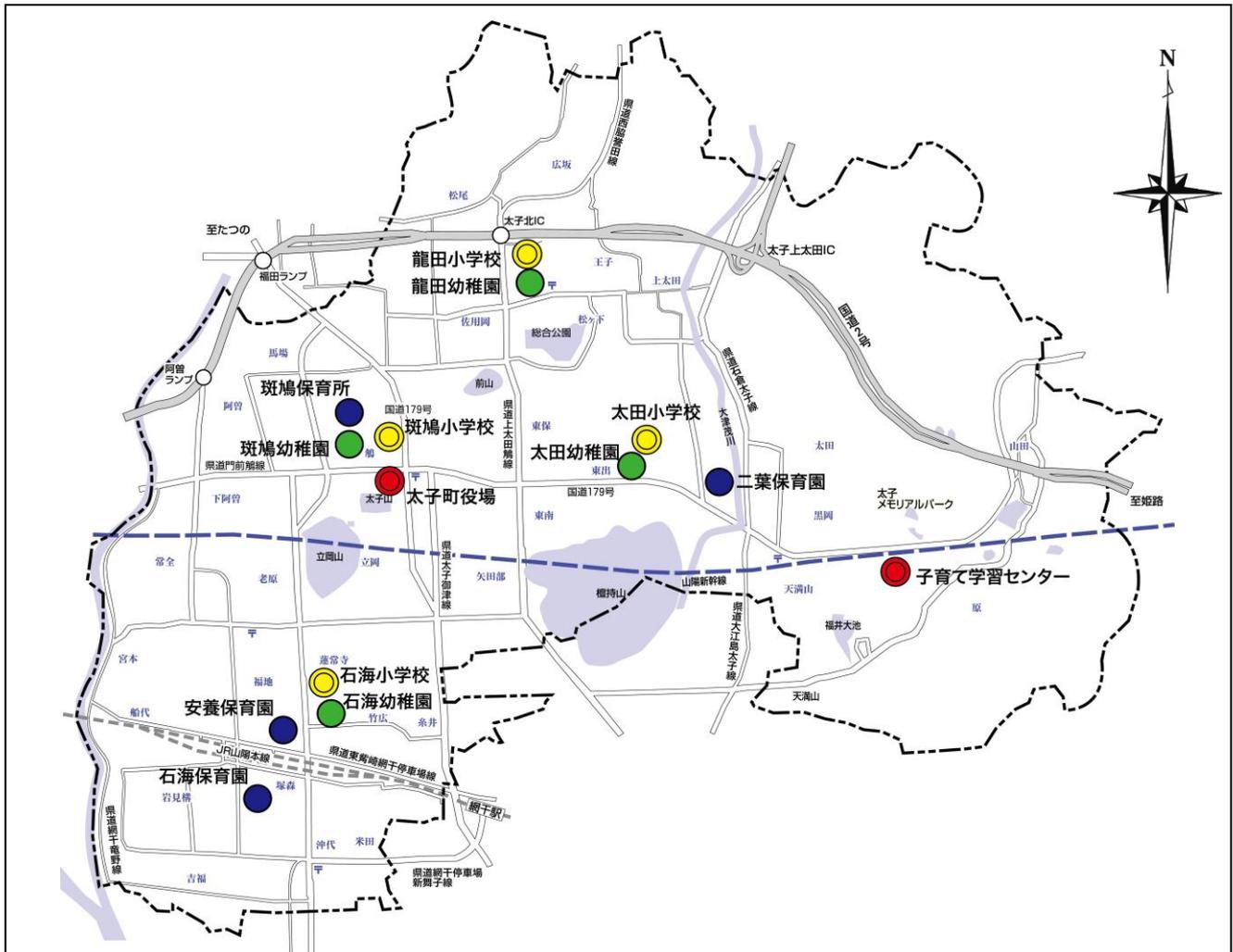
年齢	太子町	兵庫県
15～19 歳	15.0	14.8
20～24 歳	72.0	68.2
25～29 歳	73.2	76.9
30～34 歳	62.0	64.9
35～39 歳	60.7	63.2
40～44 歳	67.8	68.7
45～49 歳	70.8	72.6
50～54 歳	65.3	69.3
55～59 歳	54.5	58.7
60～64 歳	33.7	42.4
65 歳以上	9.3	12.7

資料：国勢調査（平成 22 年）



### 3. 子どもの状況と子育ての実態

【町内の小学校、幼稚園、保育所（園）の配置図】



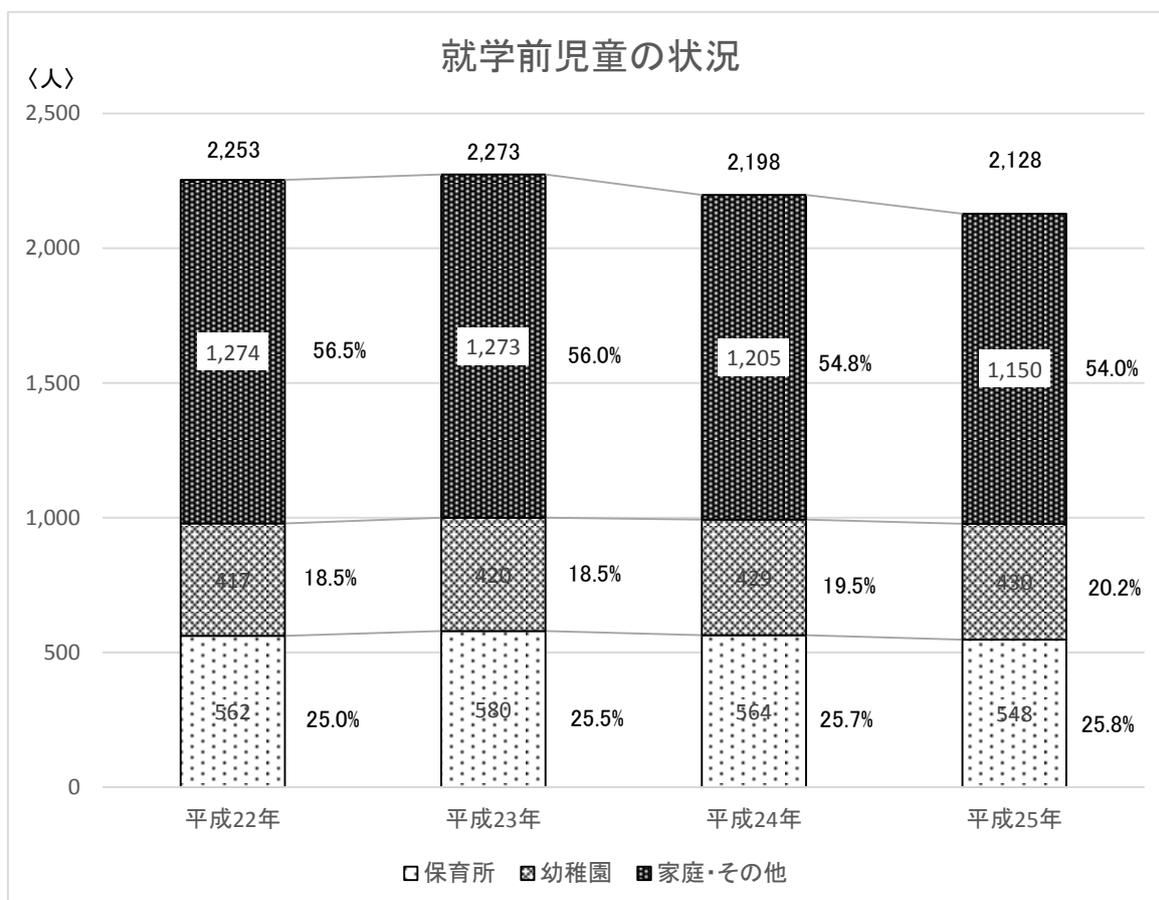
## (1) 就学前児童の状況

町内では認可保育所が4ヶ所あり、幼稚園も4ヶ所あります。

### ■ 町内の保育所・幼稚園

名 称	施 設 の 種 類
斑鳩保育所	認可保育所
二葉保育園	認可保育所
安養保育園	認可保育所
石海保育園	認可保育所
龍田幼稚園	幼稚園
斑鳩幼稚園	幼稚園
太田幼稚園	幼稚園
石海幼稚園	幼稚園

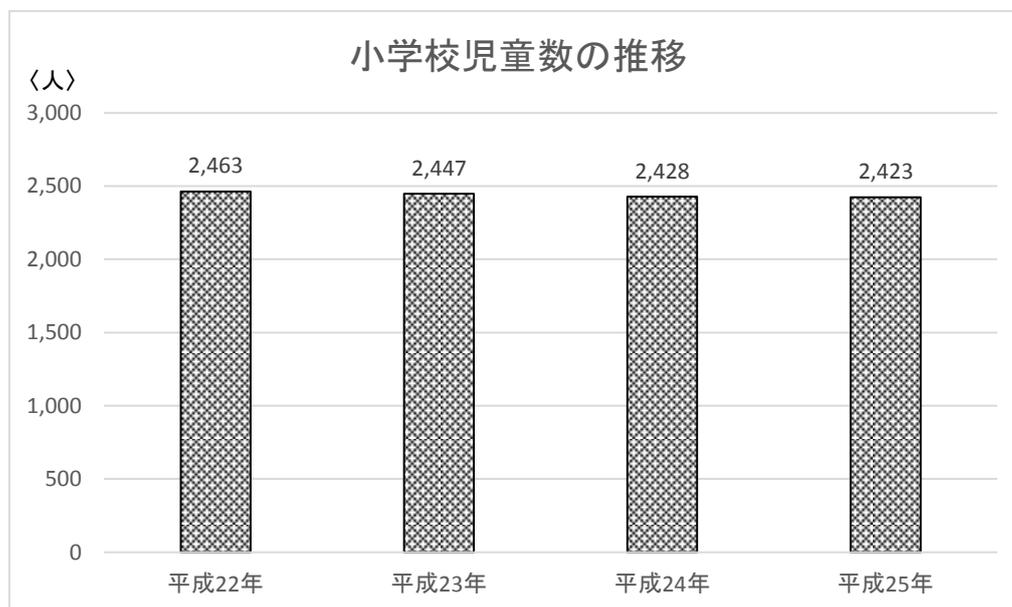
また、町内では全体の児童数が減少している中で、家庭等で過ごす就学前児童の割合が減少し、保育所、幼稚園に通う児童の割合が増加傾向にあります。



資料：太子町社会福祉課（各年度3月1日）  
 学校基本調査（各年5月1日）  
 住民基本台帳（各年10月1日）

## (2) 小学校児童の状況

町内には、龍田小学校、斑鳩小学校、太田小学校、石海小学校の4ヶ所があり、近年の児童数は次のように減少傾向で推移しています。



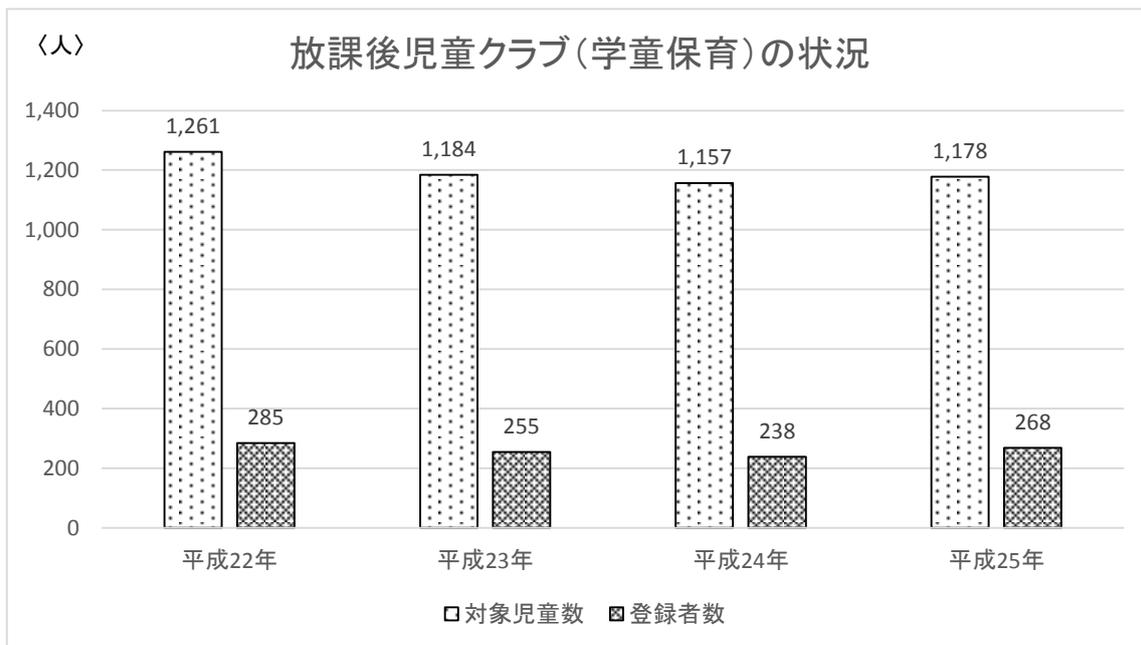
資料：学校基本調査（各年5月1日）

## (3) 放課後児童クラブ（学童保育）の状況

保護者が働いている家庭などの小学生の放課後の遊び場・居場所を提供する学童保育は平成19年度より国において、「放課後子どもプラン」\*の中で、「放課後児童クラブ」として位置づけられています。

町においては1～3年生の低学年を対象にしていますが、夏休みなどの長期休業期間中のみ、4年生も受けて入れています。

\*放課後子どもプランとは、地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施するものです。



#### (4) 放課後子ども教室の状況

平成19年度より国において、「放課後子どもプラン」に基づく「放課後子ども教室推進事業」が創設されました。この事業は、すべての子どもを対象とし、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業です。

本町においては、中央公民館や各地区公民館を利用して1年生から6年生までを対象に、勉強やスポーツ、文化活動などを通して、子どもたちが安全に楽しく過ごせる場を提供しています。

#### ■ 放課後子ども教室の状況

(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
登録人数	271	290	309	313	
月別の平均参加人数	6月	80	60	92	159
	7月	71	65	49	77
	8月	61	70	76	125
	9月	58	56	25	77
	10月	69	63	71	87
	11月	53	56	53	109
	12月	66	81	74	93
	1月	38	22	98	93
	2月	59	62	79	99
3月	65	69	67	110	

資料：太子町教育委員会

## 4. アンケート調査結果

### (1) 調査の方法等

名 称	子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査
調査対象	平成 25 年 12 月 1 日現在、太子町在住の 0 歳から小学 3 年生までの児童がいる同居する世帯（悉皆調査）。
調査方法	調査票を対象児童宛に郵送し、無記名で郵便により返送（町内の保育所（園）・幼稚園・小学校等に通園・通学していない児童）。 保育所（園）・幼稚園・小学校等で配布し、無記名で保育所（園）・幼稚園・小学校等で回収。
調査期間	平成 25 年 12 月～平成 26 年 1 月 （アンケート調査票の配布、調査、回収）
回収状況	配布数 2,291 通、回収数 1,180 通 回収率 51.5%

### (2) 調査結果の概要

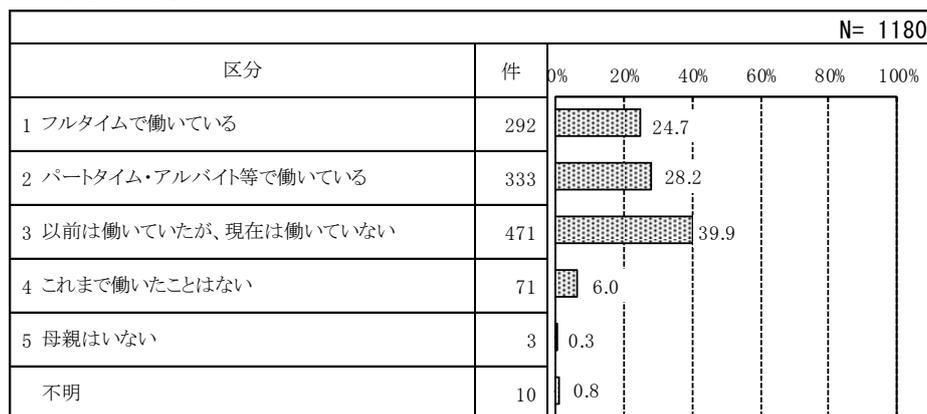
- ・調査結果として集計された数値において、比率はすべて百分率（%）で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入しています。そのため、回答比率の合計が 100.0%にならないことがあります。
- ・複数回答の場合は、回答比率の合計が 100.0%を超えることがあります。
- ・集計結果のグラフや表において、便宜上、回答選択肢の項目を簡略化していることがあります。
- ・グラフにおいて「N」は各設問の有効回答者数を示しています。

## 保護者の方の、現在の就労状況（自営業等も含む）をお答えください

### 就労状況（母）

母親の就労状況は、以前は働いていたが、現在は働いていないが39.9%で最も高い割合を占め、パートタイム・アルバイト等で働いているが28.2%、フルタイムで働いているが24.7%で続きます。

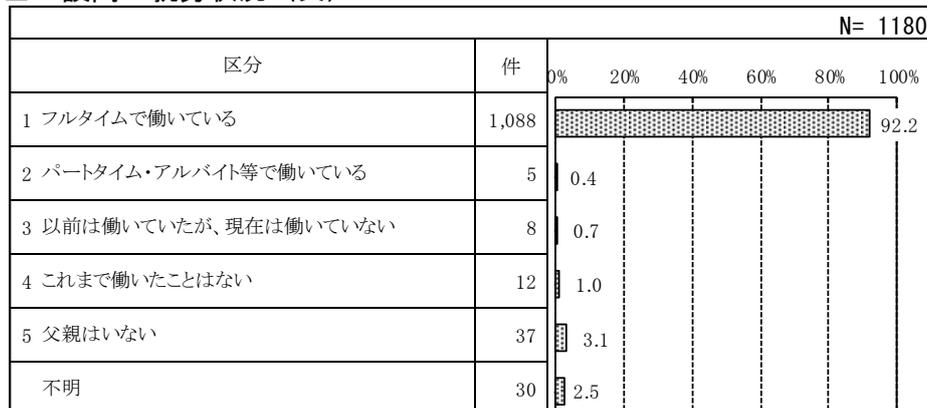
#### ■ 設問 就労状況（母）



### 就労状況（父）

父親の就労状況は、フルタイムで働いているが92.2%を占め、全体の9割を超えています。

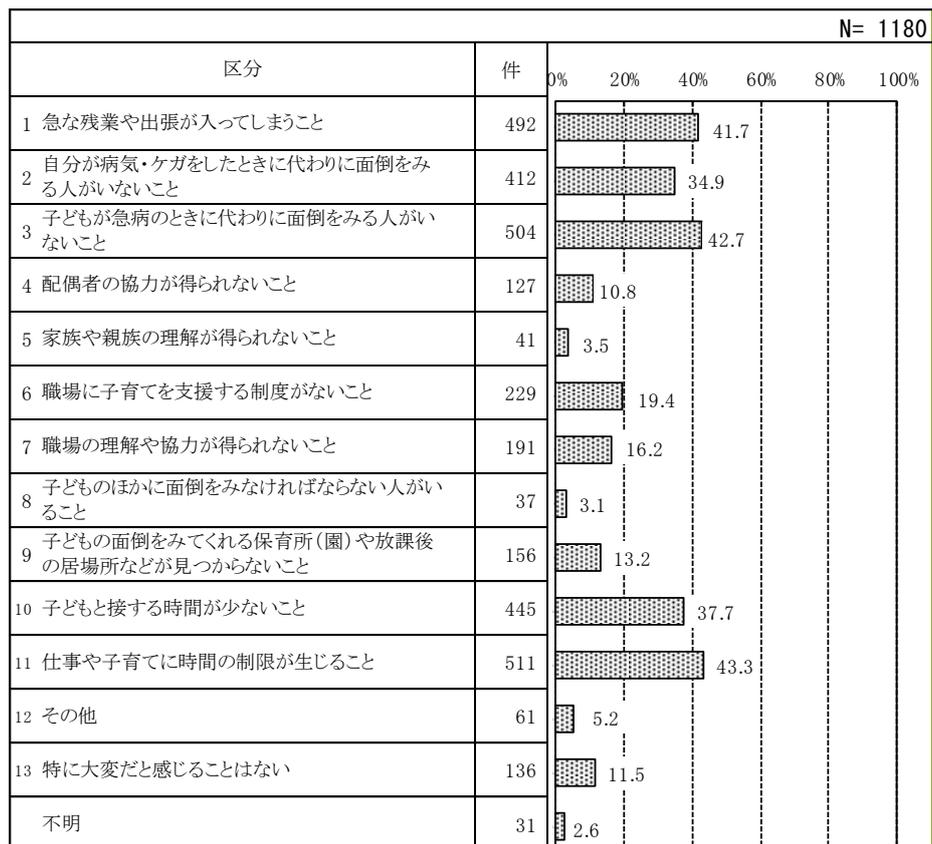
#### ■ 設問 就労状況（父）



### 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは何ですか。（複数回答）

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは、仕事や子育てに時間の制限が生じることが、43.3%で最も高い割合を占め、子どもが急病のときに代わりに面倒をみる人がいないことが42.7%、急な残業や出張が入ってしまうことが41.7%で続きます。

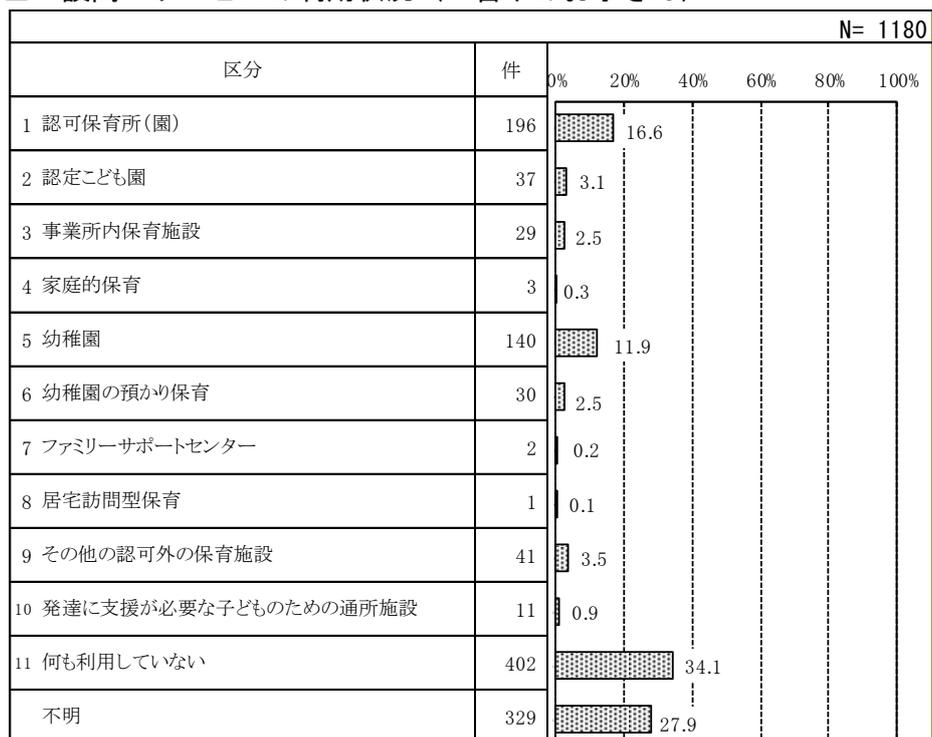
■ 設問 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じる事



幼児期の教育・保育サービスの利用状況（一番下のお子さん 複数回答）

一番下の子どもが利用しているサービスは、何も利用していないが34.1%で最も高い割合を占め、認可保育所（園）が16.5%、幼稚園が11.9%で続きます。

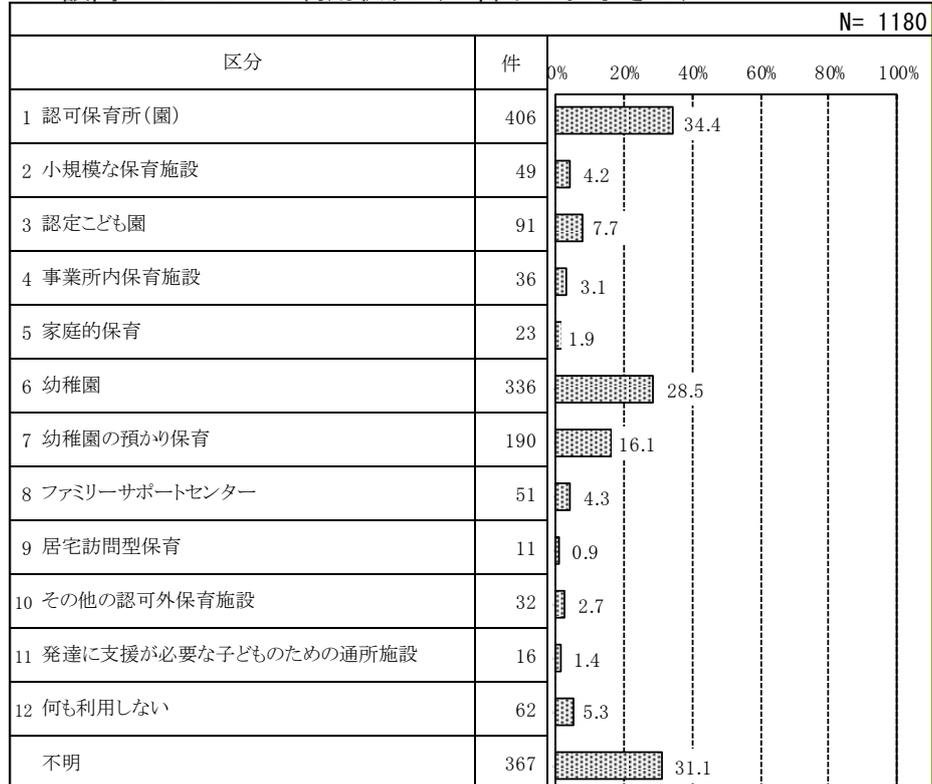
■ 設問 サービスの利用状況（一番下のお子さん）



利用したいサービス（一番下のお子さん 複数回答）

一番下の子どもの利用したいサービスは、認可保育所（園）が 34.4%で最も高い割合を占め、幼稚園が 28.5%、幼稚園の預かり保育が 16.1%で続きます。

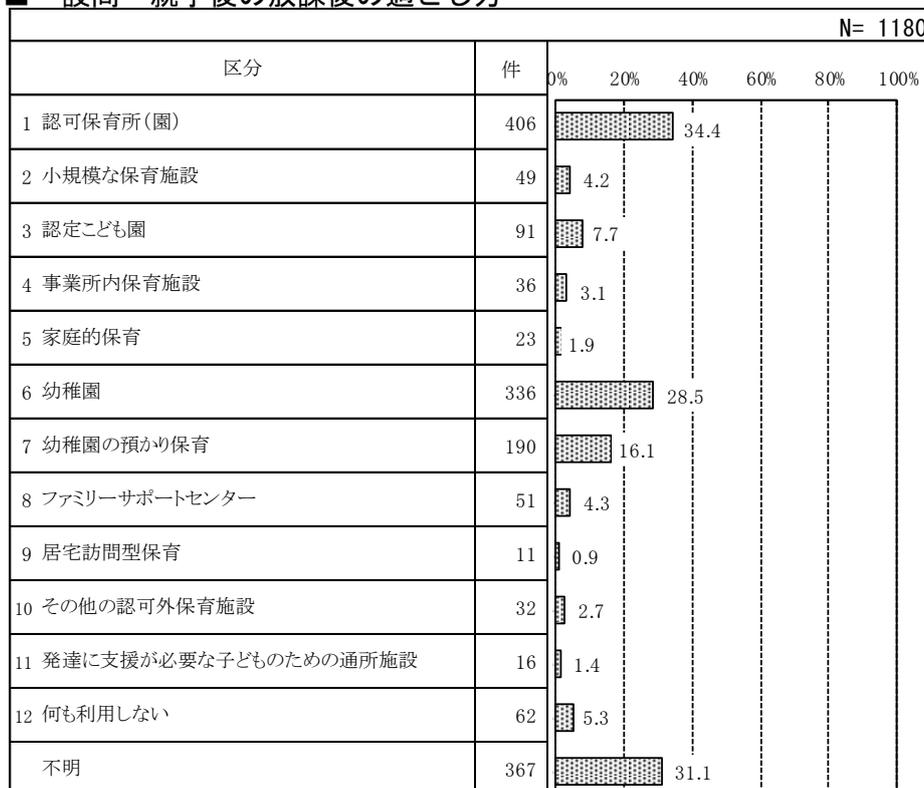
■ 設問 サービスの利用状況（一番下のお子さん）



**小学校入学前のお子さんが小学校に入学したら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答）**

就学後の放課後の過ごし方は、自宅が40.2%で最も高い割合を占め、学童保育園が27.5%、学習塾や習い事が23.6%、祖父母などの親族や近所の人、友人・知人などの家が23.4%で続きます。

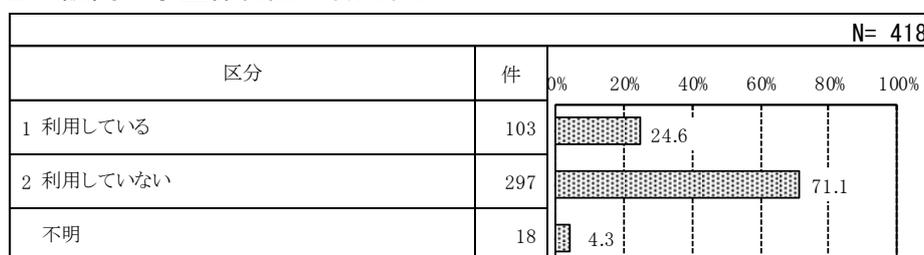
**■ 設問 就学後の放課後の過ごし方**



**学童保育園の利用状況（一番下のお子さん）**

小学生で一番下の子ども418件のうち、学童保育園の利用希望は、利用希望はいいが35.8%を占め、利用したいが21.4%を占めています。

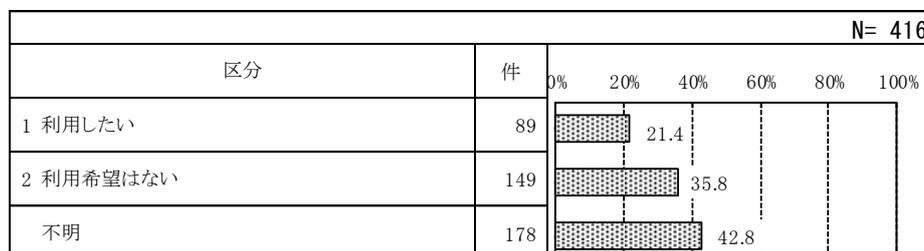
**■ 設問 学童保育園の利用状況**



## 学童保育園の利用希望（一番下のお子さん）

小学生で一番下の子ども 418 件のうち、学童保育園の利用希望は、利用希望はないが 35.8%を占め、利用したいが 21.4%を占めています。

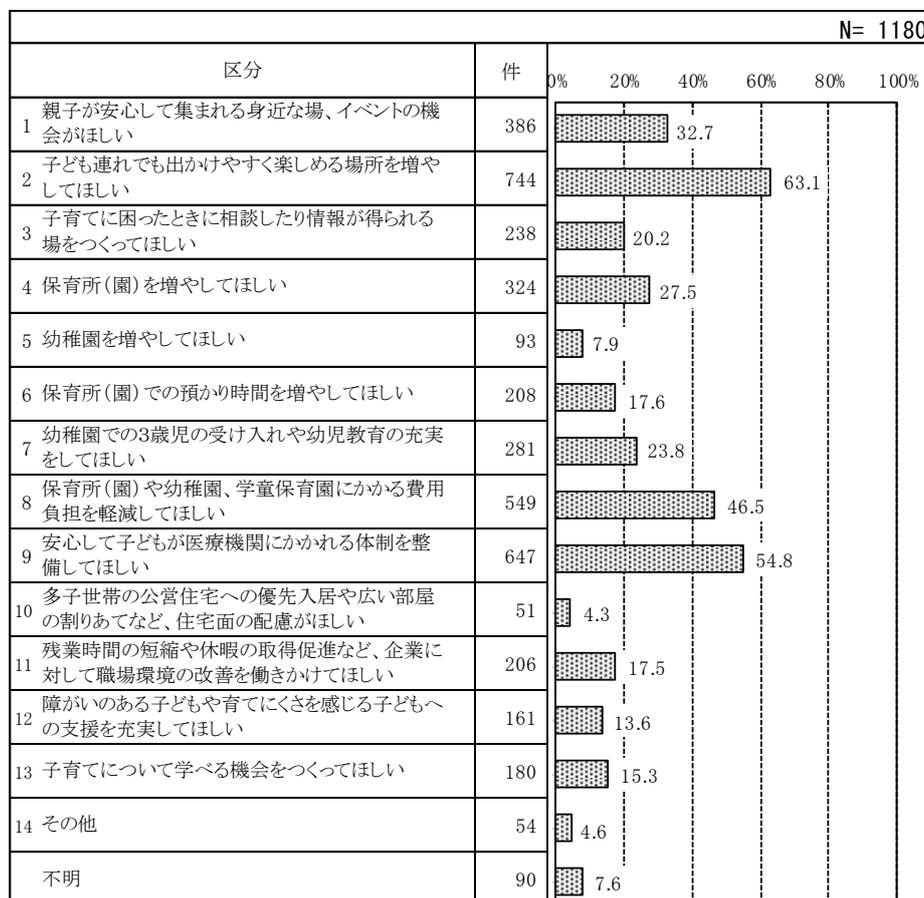
### ■ 設問 学童保育園の利用希望



## 子育てを支援するために、どのようなことにもっと力を入れてほしいと思われますか。（複数回答）

もっと力を入れてほしいことでは、子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしいが 63.1%で最も高い割合を占め、安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしいが 54.8%、保育所（園）や幼稚園、学童保育園にかかる費用負担を軽減してほしいが 46.5%、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしいが 32.7%で続きます。

### ■ 設問 もっと力を入れてほしいこと



## 5. 次世代育成支援行動計画の進捗状況

次世代育成支援行動計画（後期計画）は、次の5つの基本目標に基づいて計画的、総合的に各種施策の展開を進めました。ここではその進捗状況を庁内調査によって個別に確認し、課題を検討します。

### （1） 後期計画の施策の体系と評価

#### 【基本理念】

誰もが安心して子どもを生み、喜びや楽しみを持ちながら子育てができる、またすべての子どもが心豊かに育っていけるよう、環境や条件づくりに積極的に取り組んでいけるまちづくり

〈評価〉 ○:達成 △:一部達成 ×:未達成

目標	施策	取組事項	評価
1 安心して家庭で子育てができる環境の整備	1 相談・指導、情報交換の場の充実	1 相談・支援体制の充実	○
		2 保護者同士の交流の場の充実	○
		3 子育てグループ活動への支援	○
		4 保育所の子育て支援機能の充実	○
		5 育児教育の充実	○
		6 子育て情報の提供	○
		7 保育所情報の提供	○
		8 不妊相談の充実	○
	2 子育て費用の負担軽減	1 医療費の助成	○
		2 子どもに関する各種手当等の周知	○
		3 育児用品リサイクルの促進	○
		4 奨学資金制度の周知	○
	3 ひとり親家庭への支援	1 母子家庭への自立支援の推進	○
		2 母子父子家庭への経済的支援	○
		3 母子父子家庭支援事業の周知	○
		4 母子家庭の交流促進	○
	4 児童虐待の防止	1 要保護児童対策地域協議会の機能強化	○
		2 児童の虐待防止対策	○
	5 障害のある子どもへの支援の充実	1 早期療育体制の整備	○
		2 障害児保育の充実	○
		3 特別支援教育推進体制の充実	○

	目標	施策	取組事項	評価
2	仕事と生活が調和したゆとりある子育て環境づくりの推進	1 仕事と生活の調和の実現	1 多様な働き方を可能にするための情報提供	○
			2 企業向け啓発の推進	○
			3 育児休業制度の導入、利用促進	○
			4 多様な働き方の実現	○
			5 復職、再就職しやすい職場環境の整備	○
		2 保育サービスの充実	1 保育の質の向上	○
			2 多様な保育サービスの充実	○
			3 乳児保育の充実	○
			4 延長保育の充実	△
			5 土曜保育の周知	○
			6 障害児保育体制の充実	○
			7 ファミリー・サポート・センターの整備	×
			8 保育施設の環境整備	○
		3 放課後児童対策の充実	1 放課後児童健全育成事業の充実	△
			2 放課後児童クラブの施設整備	○
		4 在宅児の子育て支援	1 緊急保育の充実	○
			2 短期入所（子育て家庭ショートステイ）事業	○
			3 乳児家庭全戸訪問事業	○
			4 主任児童委員・児童委員活動の推進	○
		5 男女共同参画意識の啓発	1 男女平等の職場づくりに向けた意識づくり	○
2 男女がともに築く家庭教育の機会の提供	○			
3 「太子町男女共同参画プラン」の推進	○			
3 健やかな子どもを育てる保健・医療体制の推進	1 乳幼児健康診査等の充実	1 健康診査の充実・質の向上	○	
		2 受診後フォロー体制の充実	○	
		3 未受診者フォロー体制の充実	○	
		4 予防接種体制の充実	○	
	2 母子健康相談、健康教育等の充実	1 訪問指導の推進	○	
		2 相談指導事業の充実	○	
		3 健康教育の充実	○	
		4 療育相談の充実	○	
		5 地域療育ネットワークの強化	○	
		6 歯科健診・歯科保健指導の充実	○	
		7 思春期保健対策の充実	○	
	3 医療体制の充実	1 小児科医療体制の充実	○	

目標	施策	取組事項	評価
4 子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進	1 生活環境の整備	1 子どもにやさしいまちづくりの推進	○
		2 住宅環境の整備	○
		3 公共施設の保育設備整備の推進	○
		4 安全な交通環境の整備	○
		5 交通安全対策の推進	○
		6 防犯対策の推進	○
	2 健全な遊び環境の整備	1 子どもの居場所づくりの推進	○
		2 公園整備と利用促進	○
		3 総合公園の利用促進	○
		4 公園の環境整備・美化	○
		5 放課後校庭の活用促進	○
		6 児童館・子育て学習センターの充実	○
5 たくましい「たいしっ子」を育てる教育の充実と次代の親の育成	1 就学前教育の充実	1 預かり保育の充実	○
		2 幼稚園教育内容の創意工夫	○
		3 相談事業の実施	○
		4 障害児教育の原点・本質の定着	○
		5 園庭開放事業の充実	○
	2 生涯学習社会の構築	1 多様な生活体験の場の確保	○
		2 家庭・地域ぐるみでの子どもの育成	○
		3 子ども会活動の充実	○
		4 スポーツ活動の推進	○
		5 図書館・図書室の充実	○
		6 地域文化の伝承	○
	3 特色・活力のある学校教育の推進	1 地域に信頼される学校づくりの推進	○
		2 生きる力を育てる教育の推進	○
		3 基礎学力の定着と向上	○
		4 道徳教育・人権教育の推進	○
		5 障害のある子どもへの教育の充実	○
		6 いじめや不登校などへの対応	○
	4 有害環境対策の推進	1 情報通信機器の健全利用促進	○

### 【今後の課題】

- \*延長保育の充実 就労形態の多様化に柔軟に対応できるよう開所時間の延長が必要。
- \*ファミリー・サポート・センターの整備 未実施。
- \*放課後児童健全育成事業の充実 全学年の受け入れが未実施。



## 6. 課題の抽出

太子町における子どもや子育て支援に関する今後の検討課題について以下に整理します。

### 太子町の現状より

#### 【子どもをめぐる現状】

- 人口推移、人口推計ともに緩やかに少子・高齢化が進行しつつあり、平成 31 年には総人口が 34,448 人、15 歳未満は 5,096 人に減少する見込み。
- 出生率及び合計特殊出生率の推移を見ると、本町では県及び全国を上回って推移している。
- 一世帯あたりの人員は平成 22 年では 2.75 人、平成 25 年では 2.67 人とほぼ横ばいで、6 歳未満の親族のいる世帯は、平成 17 年には増加傾向にありましたが、平成 22 年には減少に転じている。

#### 【教育・保育サービスの現状】

- 認可保育所は町内に 4 園、幼稚園は各小学校区に 1 箇所ずつあるが、申込者数や利用者数に片寄りがある。
- 全体の児童数が減少している中で、家庭等で過ごす就学前児童の割合が減少し、保育所、幼稚園に通う児童の割合が増加傾向にある。
- 町内の認可保育所には定員数よりも多くの申し込みがある上、町外の認可保育所や認可外保育所へ入所している児童も多い。

#### 【子育て支援事業等の現状】

- 地域子育て支援事業(13 事業)のうち、現在本町では 7 事業(放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業、地域子育て視察拠点事業、一時預かり事業、妊婦に対して健康診査を実施する事業)を実施している。
- 地域子育て支援拠点事業(子育て学習センター)の利用実績は、25 年度に 12,581 人回。
- 学童保育は、現在各小学校区に 1 箇所ずつあり、小学 1～3 年生ならびに長期休業中のみ小学 4 年生も受け入れている。近年の登録者数は横ばいである。

### アンケート調査結果より

- 一番下の子どもの利用したいサービスは、認可保育所が約 35%、幼稚園が約 30%、幼稚園の預かり保育が約 15%、認定こども園が約 8%。
- 何らかのサービスを利用したい回答者の夏休み等の希望する利用頻度は、ほぼ毎日利用したいが約 35%、週に数日利用したいが約 30%。
- 子どもの病気やケガで通常の事業が利用できず、父親または母親が仕事を休んだ場合、病気にかかった子ども(病児)のための施設を利用したいと思った、病気回復期の子ども(病後児)のための施設を利用したいと思ったがそれぞれ約 30%。
- もっと力を入れてほしいことでは、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が約 65%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が約 55%、「保育所(園)や幼稚園、学童保育園にかかる費用負担を軽減してほしい」が約 45%、「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」が約 33%となっている。
- 就学後の放課後の過ごし方では、学童保育園が約 30%、放課後子ども教室が約 10%と一定のニーズがある。
- 自由意見では、保育所の増設や延長保育、幼稚園での 3 歳児保育や早朝保育の希望や、学童保育の時間延長、乳幼児医療制度の充実、公園の増設、障害のある子どもやひとり親家庭への支援体制の充実などの意見があった。

### 今後の課題

#### ① 地域における子どもや子育て家庭への支援の充実

- (1) 相談・指導、情報交換の場の充実
- (2) 子育て費用の負担軽減
- (3) 在宅の子育て支援

#### ② 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

- (1) 就学前教育の充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 放課後児童対策の充実

#### ③ たくましい子を育てる教育の充実と次代の親の育成

- (1) 特色・活力のある学校教育の推進
- (2) 生涯学習社会の構築
- (3) 有害環境対策の推進

#### ④ 健やかな子どもを育てる保健・医療体制の充実

- (1) 乳幼児健康診査等の充実
- (2) 母子健康相談、健康教育等の充実
- (3) 医療体制の充実

#### ⑤ 支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進

- (1) 児童虐待の防止
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 障害のある子どもへの支援の充実

#### ⑥ 子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進

- (1) 生活環境の整備
- (2) 健全な遊び環境の整備

#### ⑦ 仕事と生活が調和した環境づくりの推進

- (1) 男女共同参画意識の啓発
- (2) 仕事と生活の調和の実現

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 子育てのための視点と基本理念

#### (1) 太子町がめざす子育てのための視点

太子町に暮らす子ども、親・保護者や子育てに関連するすべての人に共通する視点として、太子町がめざす子育てのための視点として、次の3点を設定し、本計画の基本理念の前提条件として位置づけます。

- ①子どもが主役のまち
- ②子育てを楽しめるまち
- ③地域ぐるみで子育てをするまち

#### (2) 基本理念

太子町では、これまで、誰もが安心して子どもを生み、喜びや楽しみを持ちながら子育てができる、またすべての子どもが心豊かに育っていけるよう、環境や条件づくりに積極的に取り組んでいけるまちを推進してきました。

本計画においては、「子どもの笑顔があふれ、安心して子育てができるまち」を基本理念に掲げ、本町の子ども・子育て支援を推進することとします。

## 2. 施策の体系

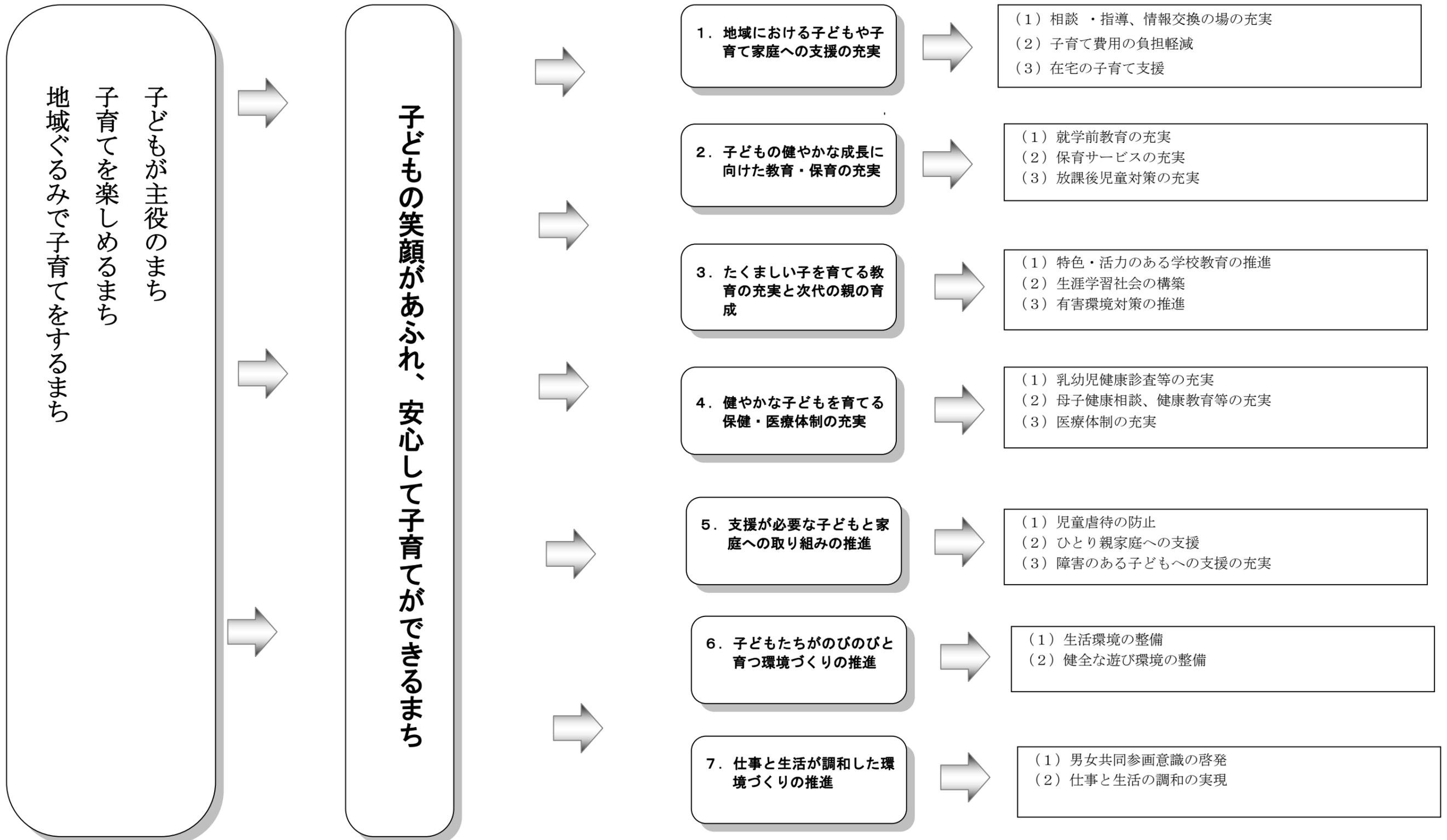
「太子町子ども・子育て支援事業計画」は、次の7つの基本目標に基づいて計画的、総合的に各種施策の展開を進めるものとします。

〔太子町がめざす子育てのための視点〕

〔本計画の基本理念〕

〔基本目標〕

〔施策の方針〕



## 第4章 分野別実施計画

### 1. 地域における子どもや子育て家庭への支援の充実

少子化や核家族の進行、地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭は従来のように親族や近所の人から日常的に支援や助言を受けて子育てをすることが難しくなっています。特に家庭で子育てをしている保護者は、子育ての悩みや負担感、または子育てに関する情報が得られにくいことからくる不安感や孤立感などを抱えていることも少なくありません。

そのため、本町においては、保育所や幼稚園、子育て学習センター等の社会資源を活用し、子育てに関する相談・支援体制や情報提供の充実を図ります。

#### (1) 相談・指導、情報交換の場の充実

育児や子育てに関する不安感や負担感を解消し、ゆとりのある子育てを支援するために、いつでも気軽に育児の悩みを相談し、適切なアドバイスが受けられる各種相談窓口の設置や育児教育、親同士の交流の場等の充実を図ります。

##### ①相談・支援体制の充実

子育てに関して適切な助言・調整が図れる体制を整備します。また、町民のニーズに合った相談体制の整備に努め、電子メール等による相談を受け付けるなど、柔軟に対応していきます。

##### ②保護者同士の交流の場の充実

家庭で子育てをしている保護者が、社会からの孤立感やストレスを感じることなく、いきいきと子育てができるよう、子育て学習センターの事業や児童館の母親クラブ、社会福祉協議会のボランティアグループなど、保護者同士の交流の場や機会の充実を図ります。

##### ③子育てグループ活動への支援

自主的な子育てグループの結成を促すとともに、地域の身近な場所で活動ができるよう支援します。また、保健師、保育士などの専門スタッフの参加により、育児情報を提供したり、グループ活動の活性化を図ります。

##### ④保育所の子育て支援機能の充実

保育所を地域における子育て支援の場として相談事業や交流事業の充実を図ります。

##### ⑤育児教育の充実

育児に関する正しい知識や情報を広めるため、乳幼児期からの子どものしつけなど、育児に関する教室・講座の一層の充実を図ります。

## ⑥子育て情報の提供

子育てに関連する行政サービスや施設、イベント情報等をパンフレットや広報紙などで提供していきます。また、町ホームページを利用して情報提供していきます。

## ⑦利用者支援事業の推進

それぞれの家庭の子育てニーズを把握し、適切な施設や事業者等を円滑に利用できるような情報提供や、相談・助言を行います。

## (2) 子育て費用の負担軽減

医療費助成や子どもに関する各種手当など、十分な制度周知を図り、保護者の子育てに係る経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備します。

### ①医療費の助成

乳幼児等医療費の助成を今後も継続するとともに、対象者等を含めた助成のあり方について検討していきます。

### ②子どもに関する各種手当等の周知

子どもを養育している人を対象に、各種手当を周知し、支給することにより、家庭における生活の安定と児童の健全な育成に努めます。

### ③保育料の減免

保育所や幼稚園または認定こども園に入所している児童の保育料について、各種減免制度により、保護者の負担を軽減します。

### ④育児用品リサイクルの促進

町の掲示板等によるリサイクル情報の提供を通じて、育児用品のリサイクルを支援し、育児費用の負担軽減をサポートします。

### ⑤奨学資金制度の周知

教育費の負担軽減を図るために、各種奨学資金制度の周知を図ります。

## (3) 在宅の子育て支援

就労している保護者だけでなく、家庭で育児をしている保護者にとっても、必要なときに一時的に子どもを預けることのできる場合は必要不可欠です。

保護者の就労や病気、出産など、家庭での保育が一時的に困難となる児童を保育所で預かる一時預かり事業や、児童福祉施設で養育・保育する短期入所（子育て家庭ショートステイ）事業があります。引き続き、サービスの周知と充実を図ります。

**①緊急保育の充実**

家庭での保育が一時的に困難になる児童を保育所で預かる緊急保育事業について、周知に努めるとともに、受け入れ体制の充実を図ります。

**②短期入所（子育て家庭ショートステイ）事業**

児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を、児童福祉施設で一定期間養育・保護する短期入所(子育て家庭ショートステイ事業)について、その周知に努めます。

**③主任児童委員・児童委員活動の推進**

主任児童委員・児童委員による地域ぐるみの子育て支援など、活動の充実をより一層推進します。

## 2. 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

就学前における教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

「子ども・子育て支援新制度」は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善を目的とし、就学前のすべての子どもを総合的に支援していく制度です。

認定こども園や幼稚園における教育、もしくは認定こども園や保育所における保育の充実を図るため、施設整備はもちろんのこと、内容の充実や質の向上をより一層推進します。

### (1) 就学前教育の充実

公立幼稚園では、預かり保育や子育て相談、園庭開放のほか、月1回の未就園児に対する事業や、人形劇、コンサートなどを開催しています。

また、障害のある児童の自立や一貫した支援体制を構築するため、一人ひとりに応じた多様な教育的ニーズの把握に努め、関係機関と連携を取りながら適切な教育を行うよう努めています。

今後も地域特性や各園の特色を生かした個性ある幼稚園教育を行い、円滑に小学校教育へ移行するよう図ります。

#### ① 預かり保育の充実

子どもたちの個性や成長に応じた健やかな育成が図れるよう、幼稚園での預かり保育を充実させます。

#### ② 幼稚園教育内容の創意工夫

園外研修や内部研修の量と質の充実を図り、教員の資質、指導力の向上により一層努めます。また、地域性や各園の特色を生かした個性のある幼稚園教育を行っていくとともに、保育所との連携をより深め、それぞれの機能を生かした就学前教育の充実を図っていきます。

さらに、読書教育として、よみ聞かせや紙芝居を、情操教育として、花づくり等を実施し、「こころ豊かな」子どもの育成に努めます。

#### ③ 相談事業の実施

子育てを支援していくうえで、親も一緒に成長していくという視点にたちながら、保護者を対象とした教育相談の充実を図ります。

#### ④ 障害児教育の原点・本質の定着

地域の幼稚園において積極的に障害のある子どもの受け入れ環境の整備に努めます。また、特別支援教育ネットワーク会議を開催し、特別支援教育について理解と充実に努めます。

## ⑤園庭開放事業の充実

保護者や子ども同士が野外で交流することで様々な体験ができ、健やかに成長できるよう環境を整えていきます。今後も、保護者や地域ボランティア等の協力を得ながら園庭開放事業の充実を図っていきます。

## (2) 保育サービスの充実

女性の高学歴化や就業構造の変化、社会状況の変化等の理由から女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般的となっています。保護者が仕事と子育てを両立するためには、安心して子どもを預けることのできる保育サービスの充実が不可欠であり、健康で多様な働き方・生き方の選択ができる社会を実現していくためには、利用者の視点に立ったより柔軟な保育サービスの提供が求められています。

### ①保育の質の向上

子どもたちの視点に立った保育内容の充実を図ります。また、研修等への積極的な参加により、保育士の資質向上に努めます。

### ②多様な保育サービスの充実

保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり事業などに加え、家庭的保育等の小規模保育についても検討していきます。

### ③延長保育の充実

各保育所で延長保育の実施や開所時間の拡大を実施し、保護者のニーズに柔軟に対応できるよう努めます。

### ④病児・病後児保育の実施

保育所や認定こども園へ通所中で、病気や病気の回復期にある子どもを専用スペースにおいて保育する病児・病後児保育事業について、実施に向けた検討を行います。

### ⑤障害児保育体制の充実

障害児保育を行う保育所の保育を充実させ、一人ひとりの障害の特性を理解した保育が行えるよう、保育士の研修会等への参加を呼びかけ、資質の向上に努めることで障害児保育の質の向上を図ります。

### ⑥ファミリー・サポート・センターの整備

就学前の子どもや小学生を家庭で保育できない場合や送迎できない場合など、登録した会員どうしがお互いに助けあうファミリー・サポート・センターの実施に向けて環境整備を進めます。

### ⑦保育施設の環境整備

安全で快適な保育環境を保障するため、施設の改修や整備に努めます。

### (3) 放課後児童対策の充実

授業終了後の家庭において保育を受けられない小学1年生から3年生までの児童に対して、適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を行う「学童保育」を町内のすべての小学校において実施しています。

今後は対象を拡大し、小学6年生まで受け入れるなど、一層の充実を図ります。

#### ①放課後児童健全育成事業の充実

放課後児童の健全育成を図るため、現在の学童保育利用者の動向をみながら、定員の拡大を検討します。また、障害のある子どもに対して、適切な保育や育成を図るための体制の充実に努めます。

#### ②放課後児童クラブの施設整備

安全で快適な学童保育の環境を保障するための、施設の整備に努めます。

### 3. たくましい子を育てる教育の充実と次代の親の育成

子どもたち一人ひとりの個性を大切にしながら、次代の担い手である人間性豊かでたくましい子どもを育てるため、心の教育、体の育成、特色・活力のある教育を推進するとともに、地域に信頼される学校づくりを推進します。

また、特に中学・高校生が将来、子どもを産み育てることの喜びや意義、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするための教育・啓発等により、次代の親の育成を推進します。

#### (1) 特色・活力のある学校教育の推進

学校でのいじめや不登校、ひきこもり、少年犯罪の増加など、安心して学ぶことができない児童・生徒への適切な対応が求められています。子どもの人権を尊重し、個性や創造性を育むとともに、児童・生徒が学習内容を確実に身に付け、自ら考える力や学ぶ意欲など、心豊かにたくましく生きる力を育成する教育が必要です。

今後も子どもたちがゆとりある教育環境の中で、豊かな人間性、生きる力を育むことができるよう家庭や地域と連携した取り組みを進めることが求められています。

##### ①地域に信頼される学校づくりの推進

学校評議員制度を活用し、保護者や地域の方々との連携を深め、地域に根ざした学校づくりを進めるとともに、自己評価の実施や情報公開を充実させ、地域に信頼される学校づくりに努めます。

##### ②生きる力を育てる教育の推進

オープンスクール(学校公開)や地域社会への公開参観日等を実施するとともに、地域社会との協働のもと、知育偏重にならないよう、学力・体力・気力・自主自立の精神の充実した子どもの育成に努めます。また、他人への思いやりの心、耐える力、我慢する力、たくましさなどを持った人間性豊かな子どもの育成に努めます。

##### ③基礎学力定着と向上

授業内容の創意工夫・時間の確保に努めながら、計画的に「授業研究」を行なっていきます。また、校外の研修を充実させ、教職員の資質の向上を図っていきます。新学習システムの加配教員の意義を浸透させ、ショートタイム学習及びテスト・点検活動・評価方法・指導体制等を確立するとともに、家庭との連携のもと、家庭学習の習慣化を進め、基礎学力を定着させていきます。

##### ④道徳教育・人権教育の推進

子どもの心に響く道徳教育、自己実現と共生をめざす人権教育を推進していきます。道徳教育においては、基本的な心構えや行動の仕方について、体験的で実践的な活動を通じた学びの機会を充実させるとともに、人間尊重の精神や生命を大切にする心をはぐくみ、子どもたちが自分の力で人生や社会を切り開けるよう、実践的な力を培います。また、人権教育においては、「共に生きる社会」の構築を図り、課題の解決に向け総合的に推進するための体制の整備・充実に努めます。

## ⑤障害のある子どもへの教育の充実

障害のある子ども一人ひとりが、能力や可能性を最大限に伸ばせる教育が受けられるよう、教育内容の充実と環境の整備に努めます。また、社会の一員として主体的に生活を営むことができる力の育成に努めるとともに、啓発活動や地域の人々との交流活動を積極的に推進することで、障害のある子どもへの教育を充実させます。

## ⑥いじめや不登校などへの対応

専門的な相談員(スクールカウンセラー)を配置し、指導・助言・情報交換等による情報の共有化を進め、家庭、学校、地域との連携のもと、いじめの根絶及び不登校児童への支援を充実し、子どもたちが将来、社会生活に対応できる力をつけることができるよう取り組みを進めていきます。

## (2) 生涯学習社会の構築

子どもたちが自主性や社会性、自立心などを身につけるためには様々な体験活動や異年齢児童、異世代、異文化とのふれあい交流などが重要です。

今後も、地域のボランティア等の活用を図りながら、従来からの子ども会活動の充実と同様に、これらの機会、場の充実に努める必要があります。また、少子社会に育った子どもたちにとって、兄弟も少なく、近隣の小さな子どもを世話した経験も少ないため、以前と比較して育児に通じる体験が希薄になっていることから、次世代を担う子どもが親になるための体験や学習環境を整備し、子育ての喜びや楽しさを知ってもらう取り組みが重要となっています。

### ①多様な生活体験の場の確保

様々な教育の場において自然体験や社会体験、ボランティア活動といった体験を得る機会を増やすとともに、異年齢の児童や高齢者とのふれあう機会を創出し、異年齢・異世代との交流を促進していきます。

さらに、自然との調和をめざす環境教育や福祉教育・防災教育に対する関心を高揚することで、豊かな人間性を養い、健全でたくましく生きる力を育てていきます。

### ②家庭・地域ぐるみでの子どもの育成

家庭での教育は、基本的な生活習慣や生活能力を育むものであり、全ての教育の出発点でもあることから、保護者が自発的に家庭教育のあり方を学ぶ活動を支援します。また、「子どもの居場所づくり」等の事業を通して、こころ豊かな人づくり、人間関係づくりを学校・家庭・地域がそれぞれ役割を果たしながら推進していきます。さらに、相互の連携・協力を深め、地域の教育力を高めながら地域ぐるみで事業を支援する体制を整え、子どもの健全な育成や安全な生活の確保に努めます。

### ③子ども会活動の充実

活発に活動されている地域からの情報提供を受け、活動の促進を図るとともに、指導者・リーダーの育成に努めます。

### ④スポーツ活動の推進

子どもの体力・運動能力が低下し、子どもたちの体力や心を鍛えることが緊急の課題となっていることから、誰でもどこでもスポーツやレクリエーション活動ができるよう「スポーツクラブ 21 太子」との連携を図りながら、生涯スポーツ社会の実現に向けて愛好者及び底辺の拡大に努めます。

さらに、ボランティア等によるスポーツ指導者の確保にも努めます。

### ⑤図書館・図書室の充実

図書館や児童館の図書の充実とともに、子育て中の親子が交流できるよう「絵本の時間」や「おはなし会」、講座等の充実を図ります。また、各小学校や幼稚園との連携を深め、ニーズに対応したプログラムの開催に努め、児童・生徒の施設利用を促進させていきます。さらに、感想文を町の刊行物に掲載するなど、子どもたちの楽しみが広がるよう、啓発・広報活動を工夫していきます。専任の司書教諭の確保等にも取り組みを進めます。

### ⑥地域文化の伝承

春祭り・秋祭り等、地域の伝統行事へ学校としての参加や文化財保護活動などを通じて、地域文化の継承、発展に努めます。また、歴史資料館の活動内容を活発化し、子どもたちや町民に分かりやすいものとなるよう創意工夫に努めます。

## (3) 有害環境対策の推進

テレビやインターネット等、様々なメディアから流される性や暴力に関する有害な情報から、子どもたちを守ることも重要となっています。特にインターネットや携帯電話の普及により、興味本位でいわゆる「出会い系サイト」などにアクセスし、事件や犯罪等に巻き込まれるケースや、インターネット上でのいじめなども発生しています。

各種メディアへの過度の依存を防止し、子どもが有害な情報等に巻き込まれないよう、親をはじめとする大人の新たな責任として、情報モラル教育を進め、危険性を十分認識させることが求められています。

### ①情報通信機器の健全利用促進

情報通信機器やインターネットの健全な利用について、親子や家庭で理解を深めてもらうとともに、有害情報やいじめから子どもたちを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用実態を把握し、家庭でのフィルタリングソフトの導入等を促していきます。

## 4. 健やかな子どもを育てる保健・医療体制の充実

安心して妊娠、出産、育児ができるよう、母と子の健康づくりの一貫した母子保健体制の充実を図ります。

また、疾病や障害の早期発見、早期治療・療育の充実に努めるだけでなく、子どもたちの健康の維持増進のために、健康教育による健全な生活習慣の啓発を図るとともに、思春期の保健対策についても充実を図ります。

### (1) 乳幼児健康診等の充実

#### ①健康診査の充実・質の向上

乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査については、現在実施している個人通知やホームページ、広報紙等による受診啓発を引き続き実施し、健診を受診しやすい環境整備を進めます。また、健診未受診者には、再通知や予防接種時に受診勧奨を行うとともに、訪問を行うなどして、対象者全員の状況把握を継続します。

さらに、スタッフへの研修の充実により健診精度の向上に努めるとともに、待ち時間におもちゃや遊びスペースで、仲間づくりができ、母子が気持ちよく受診できるような体制の整備・充実を図ります。

#### ②健診に対するフォロー体制の充実

健診で助言や支援の必要がある子どもに対しては、事後指導の徹底に努めるとともに、医療機関、健康福祉事務所、こども家庭センター等との連携を深め、必要な治療・療育・支援への移行を促進します。

また、発達面で支援の必要な子どもを持つ保護者の悩みや不安を和らげるとともに、その子どもに対する総合的な支援体制を検討するケース会議については、関係機関との連携を深め、一人ひとりにきめ細かに対応できるよう努めます。

一方、健診未受診者には受診勧奨するとともに、訪問等により対象者全員の状況を把握します。また、必要に応じて、要保護児童対策協議会で情報を共有し、関係機関との連携を図ります。

#### ③予防接種体制の充実

対象者の利便性を考慮し、利用しやすい環境を整備します。また、健診や相談等の機会にあわせて、予防接種の勧奨をします。

### (2) 母子健康相談、健康教育等の充実

#### ①訪問指導の推進

育児不安の解消と健全な発達を促すため、妊産婦、新生児・乳幼児に対して保健師による訪問指導を継続するとともに、虐待防止を念頭におきつつ、指導が必要な母子の把握と、きめ細かなフォローに努めます。また、子育ての孤立化を防ぐため、乳児のいるすべての家庭を保健師・看護師等が訪問する乳児家庭全戸訪問事業を引き続き実施

し、不安や悩みを聞くだけでなく、子育て支援に関する必要な情報提供も行います。特に養育支援を必要とする家庭については、適切なサービス提供に結びつけます。

## ②相談指導事業の充実

出産・育児に関する正しい知識の普及や相談を行う相談指導事業では、母親の精神的、心理的な問題に対するきめ細かな相談指導が実施できるよう個別指導を充実させる体制を整え、専門職の質の向上とマンパワーの確保に努めます。また、相談等の機会を捉え、児童虐待防止や、誤飲、転落・転倒、やけどといった子どもの事故防止に対する啓発を行います。

## ③健康教育の充実

保護者が育児に必要な知識、技術を身に付け、また、保護者同士の情報交換、交流の場となるようママスクール(母親教室)やパパ・ママスクール(両親学級)、離乳食教室等の内容の充実を図っていきます。また、食育に関する教室も引き続き実施します。

## ④療育事業の充実

障害のある子どもや発達に不安のある子どもに対する相談や、音楽療法をはじめ各種療育訓練を充実することにより、子どもの健やかな発達を支援します。また、発達に不安のある子どもを持つ保護者同士の交流を促進することにより、保護者の不安感の解消を図ります。

## ⑤地域療育ネットワークの強化

乳幼児の育成に関わるこども家庭センター(児童相談所)、療育機関、医療機関等の連携の強化に努めます。

## ⑥歯科診療・歯科保健指導の充実

ママスクール(母親教室)や乳児相談(7～8か月)、1歳6か月児健診、幼児歯科教室、3歳児健診の際、その時期に必要な歯科保健指導、歯科検診等を実施し、歯の健康について周知、指導していきます。

## ⑦思春期保健対策の充実

性や性感染症に関する正しい知識の普及を図るため、情報の提供や相談体制の充実を図ります。また、心に不安を持つ子どもが臨床心理士等へ気軽に相談できるよう、スクールカウンセラーを配置し、ひきこもりや不登校などの子どもに対する相談・支援の充実を推進します。

## ⑧不妊相談の充実

不妊で悩む夫婦への支援として、随時の相談に応じるほか、県が実施している不妊専門相談や不妊治療費助成事業の周知に努めます。

### (3) 医療体制の充実

#### ①小児科医療体制の充実

身近な場所で、かかりつけ医を持つよう啓発するとともに、子どもが病気にかかったとき、いつでも安心して医療サービスを受けることができるよう、近隣市町及び医療機関等との関係を深め、診療時間等の情報収集・提供に努めます。

## 5. 支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進

### (1) 児童虐待の防止

児童虐待は、児童の健全な育成に重大な影響を及ぼします。児童虐待には、子どもに暴力をふるう身体的虐待や、子どもを大人の性的欲求の対象とする性的虐待、子どもの生育に必要な世話や愛情を与えないネグレクト、子どもに対して極端な心理的外傷を与える心理的虐待などがあり、中でも身体的虐待が多く報告される傾向にあります。

児童虐待では、虐待により死に至るケースも多いことから、早期に発見するための体制づくりと、子どもの保護に加え、保護者への心のケアが重要です。

本町では、保健師による訪問や乳幼児健診等の機会に、養育支援の必要な家庭を把握し、異変の早期発見に努めています。また、要保護児童対策地域協議会を強化しながら、医療機関や近隣市町を含めた効果的な情報の提供・共有体制の構築を進めています。

#### ①要保護児童対策地域協議会の機能強化

学校園、健康福祉事務所、こども家庭センター、警察、児童委員、人権擁護委員等からなる要保護児童対策地域協議会の機能強化を進め、児童虐待の予防を始め、早期発見、早期対応、保護・支援を速やかに行える体制を整えます。また、運営にあたり、職員の専門性を高めるため、県が実施する講習会等への参加を促すなど、資質の向上に努めます。

#### ②児童の虐待防止対策

育児相談や育児教育、保護者同士の交流の場を充実させ、保護者の育児不安や虐待等に早期に対応できるようにするとともに、健診や乳児家庭全戸全戸訪問事業による訪問時などに、早期に発見できるよう努めます。また、虐待を発見した際に、迅速かつ的確な対応が取れるよう、こども家庭センター等の関係機関との連携を密にします。

さらに、11月の児童虐待防止推進月間には、特に児童虐待防止の啓発活動に重点的に取り組みます。

### (2) ひとり親家庭への支援

近年、離婚によるひとり親家庭の増加がみられる中、ひとり親家庭における子どもの健全な育成を図るため、就業・自立に向けた総合的な支援を進めていく必要があります。「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」を4本柱として、支援体制を構築します。また、相談体制や情報提供の充実を推進します。

#### ①ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が自立して生活し、家庭生活の安定と向上ができるよう、ハローワーク等との連携を深め就業支援の充実を図るなど、きめ細かな自立就労支援を推進します。

## ②ひとり親家庭への経済的支援

児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金の貸付、母子家庭等医療費の助成など、経済的支援の周知、実施を継続します。

## ③ひとり親家庭に対する各種支援事業の周知

県が実施しているひとり親家庭に対する自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費の支給や、母子・父子自立支援員による相談事業等の周知に努めます。

## (3) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもの発達段階や障害の状態は様々であり、一人ひとりの健やかな発達を支援するためにも、早期に障害を発見し、保健、医療、福祉、教育の各種施策を円滑に提供することが必要です。

また、適切な在宅サービスの提供や、障害の種類・状態、能力・適性に応じた教育的支援体制の整備・充実が重要であり、障害のためにその他の発達が妨げられることのないような教育指導体制の確立が求められていることから、本町では平成17年7月から個別療育事業を実施しています。

また、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症などの発達障害についても、対象となる児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学習面や生活面における困難さを改善または克服するための特別支援教育体制を引き続き充実させます。

### ①早期療育体制の整備

障害の早期発見から、療育へ速やかな対応が取れるよう、健康福祉事務所や医療機関等との連携を強化するとともに、医療、教育、行政等関係機関を含めた体制づくりを充実させます。

### ②障害児保育の充実

障害児保育を行う保育所の保育体制を充実させ、一人ひとりの障害の特性を理解した保育が行えるよう、保育士に対し研修会等への参加を促します。また、学童保育の場においても、障害のある子どもの受け入れ体制を整備していきます。

### ③特別支援教育推進体制の充実

教職員の資質向上のため、特別支援教育を担当する職員の研修等を一層充実させ、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症など、特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりへの適切な教育的支援を進めるとともに、全教職員に対しても、特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。また、学校、教育委員会、福祉担当課との連携を深め、地域で支えるネットワークづくりを推進します。

## 6. 子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進

子どもだけでなく高齢者も含め、すべての町民が安全に外出を楽しむことができるように、道路交通環境や公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、子どもたちが犯罪などの被害にあわないよう防犯対策を進め、すべての人にやさしく安全な環境づくりを推進します。

また、豊かな情操とたくましい子どもを育てるために、子どもたちが安心してのびのびと遊べる公園等の遊び場や児童館等の整備に努めます。

### (1) 生活環境の整備

すべての人が安心して外出し、社会参加できるまちづくりをめざし、公共施設や道路のバリアフリー化を進めます。

また、ゆとりある子育てのためには、良好な居住空間、住宅環境の整備が必要です。

一方、子どもに関係する犯罪が増加しており、通学路の安全対策や防犯対策等、安全な生活環境の整備も求められています。

#### ①子どもにやさしいまちづくりの推進

だれにでもやさしいユニバーサル社会づくりや、公共施設の整備や改善を進めるとともに、妊産婦や子ども連れでも安心して外出できるよう、ゆとりのある歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。また、福祉のまちづくりに関心が高まるよう町民への啓発に努めます。

#### ②公共施設の保育設備整備の推進

公共施設においては、おむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんのえき」の設置を進めるとともに、ベビーカーの利用等に配慮したものとなるよう施設や設備の整備を進めます。

#### ③安全な交通環境の整備

親子連れや子どもが道路を安全に通行できるよう、信号機やカーブミラー、道路等の整備を推進するとともに、通学路の安全確保に努めます。

#### ④住宅環境の整備

ゆとりある子育て環境を実現するため、子育てを安心して家庭で行える優良な賃貸住宅や住宅情報の提供に努めます。また、既存の資源を活用しながら、子育て家庭が利用しやすい賃貸住宅が供給されるよう啓発や広報を充実させます。

#### ⑤交通安全対策の推進

学校における交通安全教室の開催等、子どもの交通安全教育を推進します。また、ドライバーの交通マナー向上のための啓発・指導に努めるとともに、小さな子どもを車に乗せる際のチャイルドシートの着用が徹底されるよう啓発を行います。

## ⑥防犯対策の推進

子どもに対する犯罪を防ぐため、地域住民や関係機関との協働のもと、児童に対する見守りや防犯に関する知識の普及・啓発を行い、町全体として防犯体制をつくれるまちづくりを進めます。また、自治会が中心となって防犯活動を行う「まちづくり防犯グループ」の組織力の強化を進めます。

## (2) 健全な遊び環境の整備

子どもにとっての健全な遊びは、健やかな成長と豊かな人間形成のためには欠くことのできないものであり、そのためには、身近な場所に豊かな遊び環境が確保されていることが必要です。少子化による同世代の友達の減少や、家でゲームをするなどのひとり遊びが増え、屋外で仲間と一緒に遊ぶことや地域社会と関わる機会の減少が指摘されています。これらは、子どもの健全な成長を阻害し、共感性や協調性などの育成を阻むのではないかと危惧されています。子どもたちが屋外でのびのびと遊ぶために、今後も安心して遊ぶことのできる公園などのハード面の整備・充実とともに、地域で子どもたちが集まり、様々な遊びを学び、交流するためのソフト面での仕掛けづくりなどが必要です。

### ①子どもの居場所づくりの推進

地域の子どもたちが学校等の枠を超えた同世代との交流や、多様な経験、地域の人々や異世代とのふれあいが実現できるよう、子どもの居場所づくり事業を充実させ、子どもたちが健全に育つための環境を整備していきます。

### ②公園の環境整備と利用促進

地域における幼児や児童の身近な遊び場、親子連れの交流の場として、誰もが安心して利用できる公園となるよう施設の整備に努めるとともに、町の公園や遊び場などをとりまとめたパンフレット等の作成・配布を検討します。また、安心して快適に利用できる公園にするため、地域の協力のもと、遊具の点検や清掃、障害物の除去、公園の美化・環境整備を推進します。

一方、総合公園についても、子どもたちがスポーツやレクリエーションを楽しむだけでなく、憩いの場として利用できるよう環境の整備に努めるとともに、遊びや運動などを通じて自立心や仲間意識を養えるよう利用の促進を図ります。

### ③放課後の校庭等の活用促進

放課後に、小学校の校庭を引き続き開放し、子どもたちの活動の場としての利用を促します。また、図書館や公民館等の施設についても気軽にのびのびと安心して遊べるよう、子どもたちが利用しやすい環境づくりに努めます。

### ④児童館・子育て学習センターの充実

児童館は、地域における子どもの健全育成を支え、子育て学習センターは、親としての自覚を育てる重要な施設であることから、子どもや保護者の意見や視点が十分に尊重されたプログラム内容とするとともに、町民ニーズに応じた施設整備や改修を進めます。

## 7. 仕事と生活が調和した環境づくりの推進

### (1) 男女共同参画意識の啓発

「子育ては母親の仕事」といった固定的な性別役割分担意識を改め、父親や家族全体が子育てに参加することは、母親の育児負担の軽減だけでなく、子どもの健全な発達にとっても望ましいことといえます。また、職場での女性を取り巻く状況は、男女の格差、セクシャル・ハラスメント、仕事と家庭、育児、介護などとの両立の面において多くの課題があることから、働きたいと望むすべての人が性別に関わりなくそれぞれの適性や能力などに応じて、主体的に働き方を選択し、働くことのできる社会や職場づくりを推進することが重要です。

#### ①男女平等な職場に向けた意識づくり

職場における女性の職域の固定化や、結婚・出産・退職などの慣行の見直しを図るため、男女平等な職場に向けた意識づくりを促進します。

#### ②男女がともに築く家庭教育の機会の提供

男女が共同で家庭責任を果たせるよう、家事、介護などの講座を開催します。また、誰もが参加しやすいよう、内容や開催日時に配慮します。

#### ③「太子町男女共同参画プラン」の推進

本町が策定した「太子町男女共同参画プラン」では、憲法が定める基本的人権の尊重を基本理念とし、新しい男女のあり方を見つけることにより、あらゆる面で男女が自立し、ともに責任を分かち合う対等なパートナーシップを確立し、ともに豊かな充実した生活を送ることができる社会の実現をめざしています。

### (2) 仕事と生活の調和の実現

日々の暮らしを支える仕事と、家事や育児、地域社会との調和こそ、人生の豊かな生きがいや喜びにつながるものです。

女性の社会参加が進み、夫婦共働き世帯が高い割合を占め、働き方や生き方が多様化していますが、就労や子育て支援などの社会基盤は、必ずしもこうした変化に対応した状況ではありません。また、職場優先の考え方、男女の固定的な性的役割分担意識は、個人の結婚や子育てに対する希望を阻害するうえ、少子化の要因の一つでもあります。

一方、共働き家庭が増えるに従い、育児に対する男性の役割は大きくなり、家庭でゆとりある子育てを実現するためには、家族全体での育児支援が不可欠です。

これらのことから、事業主に対して子育て家庭に配慮した職場環境の整備を促進するとともに、男性も育児休業を取得しやすい環境整備や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立がしやすい就労環境が実現できるよう国や県、関係団体との連携を深め、積極的に啓発や情報提供しながら、住民、事業主、地域での合意形成を推進していくことが必要です。

### ①多様な働き方を可能にするための情報提供

起業・創業や在宅ワークなど、さまざまな働き方の情報や、転職または再就職を希望する女性に対し、就業に関する情報を提供するとともに、仕事と生活との調和や次世代育成支援対策に取り組む企業などの事例や情報の提供に努めます。

### ②企業向け啓発の推進

事業主が仕事を持ちながら育児をする親の負担や少子化に対する理解を深め、子育てにやさしい職場環境を整備するよう県・商工会等と連携して、次世代育成支援対策推進法や一般事業主行動計画に関する啓発に努めます。

また、育児休業制度の導入促進や、育児時間の確保のための勤務時間短縮や有給休暇の取得促進、育児休業取得後の職場への復帰や退職後の再就職がスムーズにできるよう国の「両立支援等助成金」などの啓発に努めます。

## 第5章 事業量の見込みと確保方策

### 1. 教育・保育提供区域の設定について

#### (1) 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件に加え、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して市町村で定める区域で、子ども・子育て支援法第61条第2項により市町村子ども・子育て支援事業計画の中で定める事項の1つとなっています。

#### (2) 本町が定める教育・保育提供区域の設定

本町は、面積が22.62平方キロメートルと県内市町の中でも3番目に小さく、コンパクトな行政区域であることから、町全体を1つの区域と捉え、今後の効率的なサービス供給体制を整えることとします。

### 2. 推計児童数

本稿第2章の2. 人口の推移で述べた「総人口及び15歳未満人口の推移」と「人口推計」から0歳から11歳までの児童数を抽出すると次の表のようになります。

#### ■ 児童数の推移と推計 (人)

年齢	実績値		推計値					
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	329	307	302	294	283	275	267	261
1歳	367	327	313	308	298	288	280	272
2歳	354	360	330	315	310	301	290	282
3歳	378	353	356	327	313	307	299	288
4歳	424	378	356	360	330	316	309	300
5歳	376	431	382	359	362	333	319	313
6歳	412	378	437	387	365	368	338	323
7歳	378	412	379	438	388	366	369	338
8歳	411	383	413	379	439	389	366	369
9歳	363	412	381	410	376	436	386	363
10歳	449	363	412	380	410	376	436	386
11歳	450	452	364	413	382	411	377	437
合計	4,691	4,556	4,424	4,370	4,256	4,166	4,036	3,932

### 3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

#### (1) 幼稚園等利用希望

- 1号認定：満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
- 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち、幼稚園等の利用希望が強いと想定される子ども

#### ■ 量の見込みと確保方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1号	509人	489人	474人	452人	437人
	2号	29人	28人	26人	25人	25人
	合計	538人	517人	500人	477人	462人
②確保の内容		368人	367人	385人	362人	462人
②-①		▲170人	▲150人	▲115人	▲115人	0人

#### 【今後の方針】

- \* 公立幼稚園(4園)は基本的に認定こども園化をめざし、うち1園を計画期間中にテスト的に認定こども園化します。
- \* 公立幼稚園での3歳児保育については、認可保育所の認定こども園化の動向や、利用者の動向を踏まえて検討します。

#### (2) 保育所等利用希望

- 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち、保育所等の利用希望が強いと想定される子ども
- 3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

#### ■ 量の見込みと確保方策

##### ◎ 2号認定

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		467人	452人	433人	420人	409人
②確保の内容		348人	384人	433人	420人	608人
②-①		▲119人	▲68人	0人	0人	0人

◎3号認定（1・2歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	200人	193人	186人	180人	175人
②確保の内容	155人	159人	186人	180人	175人
②-①	▲45人	▲34人	0人	0人	0人

◎3号認定（0歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	28人	27人	26人	25人	24人
②確保の内容	28人	27人	26人	25人	24人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【今後の方針】

- \*平成28年度から私立認定こども園（保育所型もしくは幼保連携型）の新設等により、定員の増を図ります。
- \*私立保育所は、順次認定こども園（幼保連携型）へ移行します。
- \*公立保育所は、私立認定こども園や私立保育所の動向や、利用者の動向を踏まえて、認定こども園化を検討します。

#### 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

##### (1) 利用者支援事業

子どもまたは保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に係る情報提供や相談を行うとともに、円滑に利用できるよう関係機関との連絡・調整等を行う事業です。

##### ■ 量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1 か所				
②確保の内容	1 か所				
②-①	0 か所				

##### 【今後の方針】

- \*教育・保育施設や他の地域子育て支援事業等に係る情報の集約や調整がしやすいよう、行政機関の窓口等を活用する「特定型」で実施します。
- \*地域子育て支援拠点との連携を図り、相談・助言等を行います。

##### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流できる場を開設し、子育ての相談や情報提供、助言その他支援を行う事業です。

##### ■ 量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	12,000 人回	11,590 人回	11,126 人回	10,783 人回	10,490 人回
②確保の内容	12,000 人回	11,590 人回	11,126 人回	10,783 人回	10,490 人回
②-①	0 人回				

##### 【今後の方針】

- \*「太子町子育て学習センター」(1 か所)において引き続き実施します。
- \*児童館で実施しているグループでの活動も継続して実施します。

### (3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### ■ 量の見込みと確保方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	交付数	530 人	512 人	496 人	482 人	470 人
	(健診回数)	4,935 回	4,764 回	4,613 回	4,484 回	4,379 回
②確保の内容	交付数	530 人	512 人	496 人	482 人	470 人
	(健診回数)	4,935 回	4,764 回	4,613 回	4,484 回	4,379 回
②-①	交付数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	(健診回数)	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

#### 【今後の方針】

\*妊婦健康診査費助成券を引き続き交付し、産科医療機関等を受診する際に有効に活用してもらうことで、妊婦の健康増進と経済的負担の軽減を図ります。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、保護者の心身の状況及び養育環境等の把握を行うほか、養育に係る助言を行う事業です。

#### ■ 量の見込みと確保方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		294 人	283 人	275 人	267 人	261 人
②確保の内容		294 人	283 人	275 人	267 人	261 人
②-①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

#### 【今後の方針】

\*保健師等による訪問を引き続き実施し、母子の心身の状態や、養育環境を把握し、子育て支援に関する情報提供を行います。

\*また、訪問できなかった家庭に対しては、各地区担当の保健師がフォローしていきます。

### (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

#### ■ 量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	15 人				
②確保の内容	15 人				
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

#### 【今後の方針】

- \*家庭児童相談員や保健師等が引き続き養育支援の必要な家庭を把握・訪問し、指導・助言等を行います。
- \*特に支援が必要な場合は、個別のケース会議等により関係機関が連携し、支援方法を検討していきます。

### (6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが困難になった場合や、短期に保護が必要になった場合などに、乳児院や児童養護施設等において一時的に養育・保護を行う事業です。

#### ■ 量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	162 人日	157 人日	151 人日	146 人日	142 人日
②確保の内容	162 人日	157 人日	151 人日	146 人日	142 人日
②－①	0 人日				

#### 【今後の方針】

- \*委託 9 施設（乳児院 2 施設、児童養護施設 7 施設）との契約を継続します。
- \*委託施設  
乳児院…るり、ピューパホール  
児童養護施設…広畑学園、東光園、信和学園、二葉園、光都学園、泉心学園、さくらこども学園

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（提供会員）を登録し、会員相互間で育児等の援助を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	就学前	360 人日				
	小学生	120 人日				
	合計	480 人日				
②確保の内容		0 人日	0 人日	480 人日	480 人日	480 人日
②-①		▲480 人日	▲480 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【今後の方針】

\*平成 29 年度からの事業実施をめざします。

(8) 一時預かり事業

保護者の就労・病気・冠婚葬祭などの理由により、一時的に家庭等で保育ができない場合、保育所、幼稚園等で子どもを預かり、保育する事業です。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

■ 量の見込みと確保方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		6,641 人日	6,411 人日	5,958 人日	5,731 人日	5,725 人日
②確保の内容		6,641 人日	6,411 人日	5,958 人日	5,731 人日	5,725 人日
②-①		0 人日				

【今後の方針】

\*公立幼稚園において引き続き実施します。

②幼稚園在園児以外の一時的預かり

■ 量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5,745 人日	5,565 人日	5,326 人日	5,206 人日	5,026 人日
②確保の内容	5,745 人日	5,565 人日	5,326 人日	5,206 人日	5,026 人日
②－①	0 人日				

【今後の方針】

\*町内認可保育所で引き続き実施します。

(9) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間等により通常の利用時間以外の時間において、保育所及び認定こども園で保育を実施する事業です。

■ 量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	141 人	136 人	131 人	127 人	124 人
②確保の内容	141 人	136 人	131 人	127 人	124 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【今後の方針】

\*27 年度より町内認可保育所 2 園で 19 時までの延長保育を実施します。

\*就労形態の多様化によって時間外保育事業に対するニーズや利用実態の動向を見ながら、実施施設の拡大等を検討します。

#### (10) 病児・病後児保育事業

保育所に入所中の児童のうち、病気または病気回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的に保育所や認定こども園、病院等の専用スペース等において保育する事業です。

##### ■ 量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	440 人日				
②確保の内容	0 人日	0 人日	440 人日	440 人日	440 人日
②－①	▲440 人日	▲440 人日	0 人日	0 人日	0 人日

##### 【今後の方針】

\*平成 29 年度から病後児保育事業の実施をめざします。

#### (11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業終了後や長期休暇中、小学校の空き教室等を活用し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

##### ■ 量の見込みと確保方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	253 人	251 人	236 人	226 人	217 人
	高学年	50 人				
	合計	303 人	301 人	286 人	276 人	267 人
②確保の内容		303 人	301 人	286 人	276 人	267 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

##### 【今後の方針】

\*各小学校区に設置した学童保育園（4園）で引き続き実施します。

\*平成 27 年度より高学年の受け入れを実施します。

## 第6章 計画の推進体制

太子町子ども・子育て支援事業計画をより実効性のあるものとするため、以下の取り組みを行っていきます。

### 1. 推進体制

#### (1) 身近な相談窓口

町社会福祉課、子育て学習センター、教育委員会、社会福祉協議会等の窓口において、子育て支援全般にわたる相談に応じていきます。

#### (2) 情報公開・提供の充実

本計画及び本計画概要版の配布や各関係部署での窓口閲覧等により、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、町役場の担当部署における情報の共有化を進めることで、より効率的に本計画の推進を図ります。

#### (3) 関係機関の連携強化

すべての家庭に対する総合的な子育て支援を行なっていくためには、町内外の関係機関や住民組織との協働による情報の共有化と連絡調整が重要となります。

自治会や子育て支援に関わる住民組織、児童相談所、医療機関、保健所、教育機関、警察等との連携を強化して、子どもたちの健全な育成に取り組み、本計画の実効性の向上を図ります。

#### (4) 庁内の点検体制の充実

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。子ども・子育て支援事業計画を推進する関係各課が中心となり、施策の計画目標をもとに、進捗状況を庁内で点検するとともに事業の見直しを含め、計画の推進をめざします。

## 2. 太子町子ども・子育て支援事業計画の策定過程

日付	内容
平成 25 年 11 月 22 日	第 1 回太子町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度について</li> <li>・太子町の現状について</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について</li> </ul>
平成 25 年 12 月～ 平成 26 年 1 月	子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査 実施
平成 26 年 5 月 2 日	第 2 回太子町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・子育て会議運営方針（案）」について</li> <li>・教育・保育の区域設定について</li> <li>・「子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査」結果報告について</li> <li>・教育・保育の「量の見込み」について</li> </ul>
6 月 23 日	第 3 回太子町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育の「量の見込み」について</li> <li>・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について</li> </ul>
7 月 28 日	第 4 回太子町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>・量の見込みと確保方策について</li> </ul>
8 月 25 日	第 5 回太子町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>・量の見込みと確保方策について</li> </ul>
12 月 15 日	第 6 回太子町子ども・子育て会議
	第 7 回太子町子ども・子育て会議
	太子町子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメントの実施